

福岡県公報

令和二年三月三十一日
第九十号
増刊
②

目次

規則 (第十五号―第四十三号)

| | | |
|--|-----------|---------|
| ○福岡県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 | (廃棄物対策課) | ……………一 |
| ○福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (廃棄物対策課) | ……………三 |
| ○福岡県営住宅敷金管理条例施行規則の一部を改正する規則 | (県営住宅課) | ……………五 |
| ○福岡県宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則 | (税務課) | ……………五 |
| ○福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則 | (医療指導課) | ……………六 |
| ○福岡県職員住宅貸付規則の一部を改正する規則 | (総務事務厚生課) | ……………二二 |
| ○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 | (公園街路課) | ……………二二 |
| ○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 | (福祉総務課) | ……………二四 |
| ○福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則 | (福祉総務課) | ……………二五 |
| ○福岡県身体障害者適応訓練委託規則を廃止する規則 | (新雇用開発課) | ……………三四 |
| ○福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用に関する条例施行規則 | (生活安全課) | ……………三四 |
| ○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例施行規則 | (生活安全課) | ……………三八 |
| ○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例施行規則 | (生活安全課) | ……………三八 |
| ○福岡県スポーツ推進審議会規則 | (スポーツ振興課) | ……………四〇 |
| ○福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (農山漁村振興課) | ……………四一 |

| | | |
|--|-------------|---------|
| ○福岡県財務規則の一部を改正する規則 | (会計管理局会計課) | ……………四一 |
| ○福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則 | (人事課) | ……………五二 |
| ○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (人事課) | ……………五九 |
| ○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 | (人事課) | ……………六〇 |
| ○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 | (人事課) | ……………七三 |
| ○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 | (人事課) | ……………七三 |
| ○福岡県流域下水道事業財務規則 | (下水道課) | ……………七七 |
| ○福岡県流域下水道事業の用に供する資産の取得、管理及び処分に関する規則 | (下水道課) | ……………一一 |
| ○福岡県流域下水道事業の用に供する行政財産の使用料に関する規則 | (下水道課) | ……………一一 |
| ○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (保健医療介護総務課) | ……………一一 |
| ○福岡県文化芸術振興審議会規則 | (文化振興課) | ……………一二 |
| ○福岡県卸売市場条例施行規則を廃止する規則 | (園芸振興課) | ……………一三 |
| ○福岡県病院事業の用に供する行政財産の使用料に関する規則の一部を改正する規則 | (健康増進課) | ……………一三 |
| ○福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則 (児童家庭課) | | ……………一三 |

規則

福岡県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和二年三月三十一日

福岡県規則第十五号

福岡県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則
福岡県知事 小川 洋
福岡県浄化槽法施行細則 (昭和六十年福岡県規則第五十一号) の一部を次のように改

正する。

第二条第五号中「処理工程図及び仕様書（）」及び「を含む。」を削る。

第三条第一項中「浄化槽の設置の届出（）」の下に「法第十二条の五第四項の規定により届出があつたものとみなされる場合を含む。」を加え、同条第二項中「変更後の浄化槽に係る設置の届出」の下に「又は法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の協議の申出」を加える。

第四条中「規模の変更の届出」の下に「（法第十二条の五第四項の規定により届出があつたものとみなされる場合を含む。）」を加える。

第十一条を第十二条とする。

第十条に次のただし書を加え、同条を第十一条とする。

ただし、法第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

第九条に次のただし書を加え、同条を第十条とする。

ただし、法第十一条の二第二項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（協議の申出に係る添付書類）

第八条 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の協議の申出をしようとする市町村は、申出書に第二条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

様式第一号中

「住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（記名押印に代えて、署名することができる。）」

様式第二号中

「住所

氏名 印を

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（記名押印に代えて、署名することができる。）」

「放流水中のBOD

mg/l

を

「放流水中のBOD

mg/L

に改める。

様式第三号中

「住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（記名押印に代えて、署名することができる。）」

様式第四号及び様式第五号中

「住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（記名押印に代えて、署名することができる。）」

様式第六号中

「住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

印

に改める。

(記名押印に代えて、署名することができる。)
様式第七号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に
「住所

氏名 印を

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 印

(記名押印に代えて、署名することができる。)

放流水中のBOD mg/L を

放流水中のBOD mg/L に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号及び第五条の表中「及び住民票の写し」を、「住民票の写し及び第七条に規定する研修の修了を証する書類」に改める。

第六条中「第十条第四項の規定による」を「第十条第五項に規定する」に改める。

第十一条を第十二条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(浄化槽管理士に対する研修)

第七条 条例第十条第三項及び第十一条第四項に規定する規則で定める研修は、知事が指定するものとする。

2 前項の研修の内容は、浄化槽の構造及び機能その他の浄化槽に関する知識並びに浄化槽の普及状況その他の県内における浄化槽の実情に関する事項を含むものとする。

様式第一号(その一)中

申請者 住所 電話番号() 一
氏名又は名称(フリガナ) を

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号() 一
氏名又は名称(フリガナ) に

「申請者 住所 印」を

「申請者 住所 氏名又は名称 印」

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者氏名) に改める。

様式第一号(その二)を次のように改める。

様式第1号 (その2) (第3条関係)

| 営業所 | | 営業区域 (市町村名) | 浄化槽管理士 | | | 浄化槽清掃業者 | |
|-----|---------------|----------------|--------|------------|-------------|------------|-------------|
| 名称 | 所在地 (電話番号) | | 氏名 | 免状交付 番号 | 研修の受講 了日 | 氏名又は 名称 | 営業所の 所在地 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 注
- 1 営業所はすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄、「営業区域」欄、「浄化槽管理士」欄及び「浄化槽清掃業者」欄は各々対応させて記載すること。
 - 2 「浄化槽管理士」欄は、営業区域ごとに専任する全ての浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者の研修の受講了日を記載すること。
 - 3 「浄化槽清掃業者」欄は、業務に関する提携をしている又は提携する予定の現に業を営んでいる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載すること。

様式第四号中

申請者

住所 電話番号() ()

氏名又は名称(フリガナ)

申請者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
電話番号() ()

氏名又は名称(フリガナ)

浄化槽管理士

氏名

免状交付番号

浄化槽管理士

氏名

免状交付番号

研修の受講了日

任する全ての浄化槽管理士」及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号」や、「、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者の研修の受講了日」及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し及び第7条に規定する研修の修了を証する書類」

様式第五号中

「届出者 住 所

氏名又は名称」

「届出者 住 所

氏名又は名称

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び

代表者氏名)

民票の写し及び第7条に規定する研修の修了を証する書類」に改める。

様式第七号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第八号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に

「住 所

氏名又は名称」

「住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地) に改める。

様式第九号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項、第五条の表及び第六条並びに様式第一号(その二)、様式第四号及び様式第五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に県内に営業所を設置し、県内の区域で浄化槽保守点検業を営んでいる者が行う更新の登録の申請をする場合において、この規則の施行の日から二年間は、この規則による改正後の福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第三条第二項第五号の規定にかかわらず、同規則第七条に規定する研修の修了を証する書類を添付しないで、申請書を提出することができる。

福岡県営住宅敷金管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

福岡県営住宅敷金管理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県営住宅敷金管理条例施行規則(昭和三十五年福岡県規則第四十四号)の一部を

次のように改正する。

様式第一号その一及び様式第一号その二中「(日本工業規格B5)」を削る。

様式第二号中「建築管理課長」を「県営住宅課長」に、「建築部次長」を「建築都市

部次長」に、「建築部長」を「建築都市部長」に改め、「昭和」及び「(日本工業規格

B5)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

福岡県宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県宿泊税条例施行規則(令和元年福岡県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この規則の施行の日」を「令和二年七月一日」に改め、「提出した

日」とあるのは「提出した日(令和元年七月一日から令和三年三月三十一日までの日に

限る。)」と、「」を削る。

附則に次の一条を加える。

(令和二年四月の宿泊に係る宿泊税の特例)

第四条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和二年六月三十日まで

の間における条例第八条第二項の規則で定める要件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同年四月三十日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、経営申告書を提出して

いることとする。

2 令和二年六月三十日までに経営申告書の提出があった場合については、その提出の日（当該日が施行日前の場合は令和二年四月一日）に第五条第二項に掲げる申請書の提出があったものとみなす。ただし、当該申告に係る宿泊施設の経営を開始した日が令和二年五月一日以後である場合は、この限りでない。

3 知事は、前項前段の規定の適用がある場合において、第一項に規定する要件に該当するものと認めるときは、その申請を承認するものとする。この場合において、当該承認は、第一項に掲げる期間に限り、その効力を有する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県専門医研修資金貸与条例（令和二年福岡県条例第十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定診療科)

第三条 条例第二条第一号に規定する規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。

- 一 産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。以下同じ。）
- 二 小児科

(専門研修)

第四条 条例第二条第二号に規定する規則で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人日本専門医機構（以下この条において「機構」という。）が承認し

た専門研修プログラム整備基準に基づき県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラムに基づく研修（特定診療科に係るものに限る。）

二 その他知事が適当と認める研修

(指定勤務の病院又は診療所)

第五条 条例第二条第四号に規定する規則で定める病院又は診療所は、次のとおりとする。

- 一 産科においては、県内の周産期母子医療センター
- 二 小児科においては、福岡県医師確保計画で定める県内の小児科の相対的医師少数

区域において小児科を標榜する病院又は診療所

(業務従事期間)

第六条 条例第二条第六号に規定する業務従事期間は、指定勤務を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除して計算するものとする。

(貸与の対象外となる者)

第七条 条例第三条第一号において除くものとする規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学を卒業した者
- 二 福岡県地域医療奨学金条例（平成二十二年福岡県条例第六号）に基づく奨学金又は本県以外の地方公共団体による同種の奨学金の貸与を受けた者

(貸与の額)

第八条 条例第四条第一項に規定する規則で定める額は、月額十五万円とする。

(研修資金の交付)

第九条 研修資金は、年四回次の表に定める日までに、送金により交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

| 区分 | 交付月分 | 交付月日 |
|-----|---------|-------|
| 第一回 | 四・五・六月分 | 五月十五日 |

| | | |
|-----|-----------|--------|
| 第二回 | 七・八・九月份 | 八月十五日 |
| 第三回 | 十・十一・十二月份 | 十一月十五日 |
| 第四回 | 一・二・三月份 | 二月十五日 |

(貸与の申請)

第十条 条例第五条第一項に規定する申請をしようとする者は、福岡県専門医研修資金貸与申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第六条第二項の医師免許証の写し
 - 二 医師法第十六条の四第二項の臨床研修修了登録証の写し
 - 三 受けている専門研修を実施している基幹施設の開設者又は専門研修プログラム統括責任者の推薦調書(様式第二号)
- (貸与の決定)

第十一条 知事は、条例第五条第二項の規定により研修資金の貸与の適否を決定したときは、福岡県専門医研修資金貸与承認通知書(様式第三号)又は福岡県専門医研修資金貸与不承認通知書(様式第四号)により当該申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第十二条 研修資金の貸与についての契約は、福岡県専門医研修資金貸与契約書(様式第五号)により締結するものとする。

(連帯保証人)

第十三条 条例第六条に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 独立の生計を営む成年であること。
 - 二 この研修資金について、他に保証していないこと。
- 2 被貸与者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに代わりの連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。
- 一 死亡したとき。

二 第一項の要件に該当しなくなったとき。

- 三 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 四 その他知事が連帯保証人として適当でなくなったと認めたととき。

(貸与の中止等)

第十四条 知事は、条例第七条第一項の規定により研修資金の貸与を中止したときは、福岡県専門医研修資金貸与中止決定書(様式第六号)により被貸与者(同条第一項第一号に該当し貸与を中止した場合にあっては、連帯保証人)に通知するものとする。

2 知事は、条例第七条第二項の規定により研修資金の貸与を停止したときは、福岡県専門医研修資金貸与停止決定書(様式第七号)により被貸与者に通知するものとする。

(貸与再開の申請等)

第十五条 条例第七条第二項の規定により研修資金の貸与を停止された者は、停止の事由が消滅したときは、福岡県専門医研修資金貸与再開申請書(様式第八号)に当該事由の消滅を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があつたときは、審査の上、研修資金の貸与の再開の適否を決定し、福岡県専門医研修資金貸与再開承認通知書(様式第九号)又は福岡県専門医研修資金貸与再開不承認通知書(様式第十号)により当該申請者に通知するものとする。

(貸与の終了)

第十六条 知事は、研修資金の貸与が終了したときは、被貸与者に、当該貸与を受けた者が返還すべき額を通知するものとする。

(返還方法)

第十七条 条例第八条ただし書に規定する返還は、年賦の均等払方式により、貸与が終了した日、条例第七条第一項の規定により貸与が中止された日、条例第十条に規定する返還債務の履行を猶予された期間が終了した日又は第十九条第五項の規定により返還債務の履行を中止された日(以下「貸与等終了日」という。)の翌日から起算して三年以内に行うものとする。

2 条例第八条ただし書に規定するやむを得ない理由がある場合の返還をしようとする被貸与者は、貸与等終了日の翌日から起算して十五日以内に福岡県専門医研修資金返還方法承認申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県専門医研修資金返還方法承認通知書（様式第十二号）又は福岡県専門医研修資金返還方法不承認通知書（様式第十三号）により当該申請者に通知するものとする。
（利息等の計算）

第十八条 条例第九条に規定する利息及び延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

2 条例第九条に規定する利息及び延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ切り捨てるものとする。
（返還債務の履行猶予の申請等）

第十九条 条例第十条に規定する返還債務の履行の猶予を受けようとする者又は受けている猶予の事由を変更しようとする者は、当該事由が生じた日の翌日から起算して十五日以内に、福岡県専門医研修資金返還猶予（猶予事由変更）申請書（様式第十四号）に当該事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県専門医研修資金返還猶予（猶予事由変更）承認通知書（様式第十五号）又は福岡県専門医研修資金返還猶予（猶予事由変更）不承認通知書（様式第十六号）により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第十条第一号の規定に該当することにより返還債務の履行を猶予されている者は、当該猶予期間中に指定勤務を行う病院又は診療所を変更したときは、当該変更をした日の翌日から起算して十五日以内に、指定勤務先変更届（様式第十七号）に当該変更の事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

4 条例第十条第一号の規定に該当することにより返還債務の履行を猶予されている者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、指定勤務を行っている病院又は診療所の就労証明書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。

5 条例第十条の規定により返還債務の履行を猶予された者が同条各号に掲げる事由に該当しなくなったと認められるときは、知事は、同条に規定する返還債務の履行の猶予を中止し、福岡県専門医研修資金返還猶予中止決定書（様式第十九号）により当該返還債務の履行を猶予されている者に通知するものとする。
（返還債務の免除の申請等）

第二十条 条例第十一条に規定する返還債務の当然免除又は条例第十二条に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者は、当該免除の事由が発生した日の翌日から起算して十五日以内に、福岡県専門医研修資金返還免除申請書（様式第二十号）に当該免除の事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、福岡県専門医研修資金返還免除承認通知書（様式第二十一号）又は福岡県専門医研修資金返還免除不承認通知書（様式第二十二号）により当該申請者に通知するものとする。
（届出等）

第二十一条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して十五日以内に、福岡県専門医研修資金貸与辞退届（様式第二十三号）又は福岡県専門医研修資金貸与停止届（様式第二十四号）に当該事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

- 一 専門研修を中止したとき。
- 二 研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 三 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなったとき。
- 四 専門研修を休止したとき。
- 五 受けている専門研修が三十日以上の間、県外の病院又は診療所で実施されること。

2 前項各号に掲げる場合のほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項として知事が別に定めるものに変更があったときは、福岡県専門医研修資金変更届出書（様式第二十五号）に当該変更を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

3 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちに死亡届（様式第二十六号）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

4 被貸与者は、研修資金の貸与期間中、毎年四月三十日までに、専門研修を行っている病院又は診療所の就労証明書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。
（指定勤務の中断の届出）

第二十二条 被貸与者は、条例第十一条第一号に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により指定勤務を行うことができない期間（以下この条において「指

定勤務中断期間」という。)が生じる場合には、速やかに、指定勤務を行うことができな
 ない理由を証する書類を添えて、指定勤務中断届出書(様式第二十七号)を知事に
 提出しなければならない。指定勤務中断期間を変更する場合も同様とする。

(補則)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に
 定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

福岡県専門医研修資金貸与申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

印

研修資金の貸与を受けたいので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第10条の規定
 により、関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|--------------|------------------|---------|--|
| 申請者本人 | 氏名 (ふりがな) | 年 月 日生 | |
| | 生 年 月 日 (満 歳) | 郵便番号() | |
| 住 所 | 電 話 番 号 | 研 修 期 間 | |
| | 病 院 (診 療 所) 名 | | |
| 専門研修 実施計画 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 貸与申請期間 | 年 月 年 月 | | |
| 備考 | | | |

- 関係書類
- 1 医師免許証の写し
 - 2 臨床研修修了登録証の写し
 - 3 推薦調書(様式第2号)

様式第2号(第10条関係)

推薦書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
名称
開設者又は
専門研修プログラム統括責任者氏名

印

下記の者は、福岡県専門医研修資金貸与条例に規定する専門研修を受けており、研修資金の貸与を受ける者として適当と認められるので、推薦します。

記

| | |
|------------------|--|
| 氏名 | |
| 生年月日 | |
| 専門研修領域 (研修期間) | |
| 意見 | |

様式第3号(第11条関係)

福岡県専門医研修資金貸与承認通知書

年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付で申請のあった福岡県専門医研修資金の貸与については、下記のとおり貸与することを決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第11条の規定により通知します。
なお、この通知書を受領した日から 日以内に福岡県専門医研修資金貸与契約書(様式第5号)を提出してください。

記

- 貸与番号
- 氏名
- 貸与金額 月額15万円
- 貸与予定期間 年 月から 年 月まで

様式第4号 (第11条関係)

福岡県専門医研修資金貸与不承認通知書

様

年 月 日

福岡県知事 印

年 月 日付けで申請のあった福岡県専門医研修資金の貸与については、下記の理由により不承認と決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

理由

備考

様式第5号 (第12条関係)

福岡県専門医研修資金貸与契約書

福岡県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、福岡県専門医研修資金について、次の各条に定めるところにより、貸与契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に研修資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

(貸与額等)

第2条 研修資金の貸与総額、貸与月額及び貸与期間は次のとおりとする。

貸与総額 円

貸与月額 150,000円

貸与期間 年 月から

年 月までの 月間

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、研修資金の返済債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

(条例及び規則との関係)

第4条 この契約書に定めのない事項については、福岡県専門医研修資金貸与条例(令和2年福岡県条例第15号)及び福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則(令和2年福岡県規則第19号)の定めるところによる。

(補足)

第5条 この契約書並びに前条の条例及び規則に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事

印

乙 住所

氏名

電話番号()

)

-

連帯保証人住所氏名電話番号()

様式第6号(第14条関係)

福岡県専門医研修資金貸与中止決定書

様

福岡県知事

印

年 月 日

福岡県専門医研修資金貸与条例第7条第1項の規定により、下記のとおり福岡県専門医研修資金の貸与の中止を決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第14条第1項の規定により通知します。

記

- 1 貸与番号
- 2 氏名
- 3 貸与中止日 年 月 日
- 4 中止理由
- 5 現在までの貸与期間 年 月から 年 月まで
- 6 現在までの貸与金額 円

様式第 7 号 (第 1 4 条関係)

福岡県専門医研修資金貸与停止決定書

年 月 日
様
福岡県知事 印

福岡県専門医研修資金貸与条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり福岡県専門医研修資金の貸与の停止を決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 貸与停止日
年 月 日

2 停止理由

様式第 8 号 (第 1 5 条関係)

福岡県専門医研修資金貸与再開申請書

年 月 日
福岡県知事 殿
貸与番号
氏 名
住 所 印

第 号により福岡県専門医研修資金の貸与の停止の決定について、停止の事由が消滅したため、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第 1 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて福岡県専門医研修資金の貸与の再開を申請します。

記

1 停止の事由が消滅した日
年 月 日

2 貸与停止の期間
年 月 から 年 月 まで

関係書類：貸与停止理由の消滅を証するもの

様式第9号(第15条関係)

福岡県専門医研修修資金貸与再開承認通知書

様

年 月 日

福岡県知事

印

年 月 日付けで申請のあった福岡県専門医研修修資金の貸与の再開については、下記のとおり再開することを決定しましたので、福岡県専門医研修修資金貸与条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

1 貸与番号

2 氏名

3 貸与再開日

4 貸与停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第10号(第15条関係)

福岡県専門医研修修資金貸与再開不承認通知書

様

年 月 日

福岡県知事

印

年 月 日付けで申請のあった福岡県専門医研修修資金の貸与の再開については、下記のとおり不承認と決定しましたので、福岡県専門医研修修資金貸与条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

1 貸与番号

2 氏名

3 理由

様式第11号(第17条関係)

福岡県専門医研修資金返還方法承認申請書

福岡県知事 殿 年 月 日

貸与番号 氏名 住所 印

福岡県専門医研修資金貸与条例第8条ただし書の適用を受けたいので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第17条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 申請の理由
2 返還債務の免除に該当しない理由 (注)いずれかの理由に○を付けてください。
3 借入金額 円
4 返還方法 年賦 支払回数 回
5 連帯保証人 氏名 住所 電話番号

様式第12号(第17条関係)

福岡県専門医研修資金返還方法承認通知書

年 月 日 様 福岡県知事 印

年 月 日付けで申請のあった福岡県専門医研修資金の返還方法については、下記のとおり承認することに決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第17条第3項の規定により通知します。

記

- 1 貸与番号
2 氏名
3 返還金額

Table with columns: 返還金額合計, 回数, 金額, 円, 方法, 納期限, 年, 月, 日, 年, 月, 日

備考

印

様式第13号(第17条関係)

福岡県専門医研修資金返還方法不承認通知書

様
福岡県知事
印

年 月 日付けで申請のあった福岡県専門医研修資金の返還方法については、下記の理由により不承認と決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第17条第3項の規定により通知します。

記

理由

備考

様式第14号(第19条関係)

福岡県専門医研修資金返還猶予(猶予事由変更)申請書

福岡県知事 殿
貸与番号
氏名
住所
印

福岡県専門医研修資金の返還債務の履行の猶予について、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第19条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

| 区分 | 新規 | 猶予理由の変更 |
|----|----|---------|
| | | |

(注) 該当する区分に○を付けてください。

1 返還猶予理由 (注) いずれかの理由に○を付けてください。

- () (1) 指定勤務に従事
指定勤務先名
指定勤務先住所
- () (2) その他 ()

2 返還猶予申請期間
年 月 日から 年 月 日まで

関係書類：返還猶予理由を証する書類

様式第15号(第19条関係)

福岡県専門医研修資金返還猶予(猶予事由変更)承認通知書

年 月 日
様
福岡県知事 印

年 月 日付で申請のあった福岡県専門医研修資金の返還債務の履行の猶予(猶予事由の変更)については、下記のとおり承認することに決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第19条第2項の規定により通知します。

記

1 貸与番号

2 氏名

3 返還債務の履行を猶予する期間
年 月 日から 年 月 日まで

4 返還猶予理由

- (1) 指定勤務に従事
- (2) その他 ()

5 その他

- (1) 指定勤務先に変更があったときは、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第19条第3項の規定により届出を行う必要があります。
- (2) 返還債務の履行猶予期間の延長を希望する場合は、改めて福岡県専門医研修資金返還猶予(猶予事由変更)申請書(様式第14号)により申請してください。

様式第16号(第19条関係)

福岡県専門医研修資金返還猶予(猶予事由変更)不承認通知書

年 月 日
様
福岡県知事 印

年 月 日付で申請のあった福岡県専門医研修資金の返還債務の履行の猶予(猶予事由の変更)については、下記のとおり不承認と決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第19条第2項の規定により通知します。

記

1 貸与番号

2 氏名

3 理由

様式第17号(第19条関係)

指定勤務先変更届

年 月 日

福岡県知事 殿

貸与番号
氏 名
住 所

印

福岡県専門医研修資金貸与条例第2条第4号の指定勤務を行っている病院(診療所)を変更したので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第19条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 返還猶予が開始された日 年 月 日

2 変更が生じた日 年 月 日

3 指定勤務を行っている病院(診療所)の変更

新病院(診療所) 名称 ()
住所 ()

旧病院(診療所) 名称 ()
住所 ()

業務従事期間 年 月 日から 年 月 日まで

関係書類：事実を証する書類

様式第18号(第19条関係)

就労証明書

貸与番号
住 所
氏 名
年 月 日生

上記のものは、年 月 日から 年 月 日()まで()現在()
当 において医師業務に従事して()いる()いた()ことを証明する。
なお、休職若しくは長期休暇の期間は以下のとおりである。

[理由： 年 月 日から 年 月 日まで]

[理由： 年 月 日から 年 月 日まで]

年 月 日
病院(診療所) 名
管 理 者 名
印

様式第19号(第19条関係)

福岡県専門医研修資金返還猶予中止決定書

様

年 月 日

福岡県知事 印

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第19条第5項の規定により、下記のとおり福岡県専門医研修資金の返還債務の履行の猶予については中止することに決定しましたので通知します。

記

- 1 貸与番号
- 2 氏名
- 3 返還債務の猶予中止日 年 月 日
- 4 中止理由

様式第20号(第20条関係)

福岡県専門医研修資金返還免除申請書

福岡県知事 殿

年 月 日

貸与番号 氏名 住所 印

福岡県専門医研修資金の返還債務の免除を受けたいので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第20条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除区分 (注)いずれかに○を付けてください。
 () (1) 当然免除(福岡県専門医研修資金貸与条例第11条)
 () (2) 裁量免除(福岡県専門医研修資金貸与条例第12条)
- 2 免除申請理由 (注)いずれかの理由に○を付けてください。
 () (1) 指定期間、指定勤務に従事
 業務従事期間 年 月 日から 年 月 日まで
 () (2) 医師業務上の理由により死亡
 () (3) 医師業務に起因する心身の故障
 () (4) その他()
- 3 理由発生年月日 年 月 日

申請者氏名 住所 印

関係書類： 就労証明書 ・ 死亡診断書 ・ 診断書 ・ その他事実を証する書類

様式第21号(第20条関係)

福岡県専門医研修資金返還免除承認通知書

年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで申請のあった福岡県専門医研修資金の返還免除申請については、下記のとおり承認することに決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第20条第2項の規定により通知します。

記

1 貸与番号

2 氏 名

3 免除区分

- (1) 当然免除(福岡県専門医研修資金貸与条例第11条に該当)
- (2) 裁量免除(福岡県専門医研修資金貸与条例第12条に該当)

4 免除理由

- (1) 指定期間、指定勤務に従事
業務従事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 業務上の理由により死亡
- (3) 業務に起因する心身の故障
- (4) その他()

5 免除となった日 年 月 日

6 免除金額 円

備考

様式第22号(第20条関係)

福岡県専門医研修資金返還免除不承認通知書

年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで申請のあった福岡県専門医研修資金の返還免除申請については、下記の理由により不承認と決定しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第20条第2項の規定により通知します。

記

1 貸与番号

2 氏 名

3 理 由

様式第23号(第21条関係)

福岡県専門医研修資金貸与辞退届

福岡県知事 殿 年 月 日

貸与番号 氏名 住所 印

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第21条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 辞退の理由 (注)いずれかの理由に○を付けてください。

() (1) 専門研修の中止

() (2) 福岡県専門医研修資金貸与の辞退理由

() (3) 心身の故障により研修継続困難

2 理由発生年月日 年 月 日

関係書類：事実を証する書類

様式第24号(第21条関係)

福岡県専門医研修資金貸与停止届

福岡県知事 殿 年 月 日

貸与番号 氏名 住所 印

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第21条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

停止の理由 (注)いずれかの理由に○を付けてください。

() 1 専門研修の休止

() 2 県外での専門研修の実施 予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

関係書類：事実を証する書類

様式第25号(第21条関係)

福岡県専門医研修資金変更届出書

福岡県知事 殿 年 月 日

貸与番号 氏名 住所 印

下記のとおり変更しましたので、福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第21条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更年月日 年 月 日
- 3 変更した内容
- 4 変更した理由

関係書類：事実を証する書類

様式第26号(第21条関係)

死亡届

福岡県知事 殿 年 月 日

貸与番号 氏名 住所 印

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則第21条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 福岡県専門医研修資金の貸与を受けている者又は受けた者の死亡年月日 年 月 日
- 2 死亡原因

届出者(連帯保証人) 氏名 住所 印

関係書類：死亡診断書

様式第27号(第22条関係)

指定勤務中断届出書

福岡県知事 殿
年 月 日

貸与番号
氏 名
住 所
印

下記のとおり、指定勤務を中断しますので、福岡県専門医師研修資金貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

| | |
|------------------|-----------------|
| 勤務先病院(診療所)名 | |
| 業務に従事することができない理由 | |
| 業務に従事することができない期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

(注) 業務に従事することができない期間に変更が生じる場合には、必ず改めて申し出ること。この場合において、「業務に従事することができない期間」には、変更後の業務に従事することができない全期間を記載すること。

関係書類 「業務に従事することができない理由」に記載した内容を証する書類

福岡県職員住宅貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十号

福岡県職員住宅貸付規則の一部を改正する規則

福岡県職員住宅貸付規則(昭和三十九年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次のように加える。

4 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第七条の二第一項中「福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第十三条の三第一項第一号及び第二号」とあるのは、「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年福岡県条例第二十四号)第一条による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第十三条の三第一項第一号及び第二号」と読み替えて適用する。

様式第二号中

| | | | |
|------|-------|-------|-----|
| 生年月日 | 年 月 日 | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年 月 日 | に改める。 | |

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「三、五六〇円」を「二、三〇〇円」に、「一一、三九〇円」を「七、五〇〇円」に、「八、〇九〇円」を「四、六〇〇円」に、「五、五三〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則（昭和四十年福岡県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三項及び第四項中「別表第一」を「別表」に改める。

第十四条を次のように改める。

（実費弁償）

第十四条 知事は、政令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

第二十一条第一項第三号中「決定報告による被害状況調」を「被害状況調」に改め、同項第五号中「写」を「写し」に改める。

第二十三条中「法」を「知事は、法」に改め、「（以下「救助事務費」という。）」を削り、「は、別表第四のとおり」を「を定めたときは、これを告示するもの」に改める。

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

様式第二十二号中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「備上型仮設住宅」を「実質型応急住宅」に改める。

様式第二十四号を次のように改める。

様式第24号（第21条）

被害状況調
（ 年 月 日時点）

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|-------|------|-----|-----|----|---|-------|-----------|----------|-----|-----|-----|--------|
| 法適用地域市町村名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害救助法適用年月日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的被害 | 死 | 行方不明者 | 負傷 | 重傷 | 軽傷 | 小傷 | 計 | 住家の被害 | | | 世帯員 | | | |
| | | | | | | | | 棟数 | 全壊、全壊及び流失 | | | 世帯員 | | |
| | | | | | | | | | 半壊及び一部破損 | 全壊及び流失 | | | 世帯員 | |
| | | | | | | | | | | 半壊及び一部破損 | | | | 半壊及び流失 |
| 床上浸水 | 床下浸水 | 一部破損 | | 世帯員 | | | | | | | | | | |
| | | 床上浸水 | 床下浸水 | | 世帯員 | | | | | | | | | |
| 世帯数及び人員 | | | | | | | | | | | | | | |

様式第二十五号中「~~第29条~~」を「~~第30条~~」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十三号

福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県社会福祉法施行細則（昭和二十九年福岡県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に改め、同条第一号の三中「第四十三条第三項」を「第四十五条の三十六第四項」に改め、同条第一号の六を次のように改める。

一の六 法第四十七条の五による清算終了届 様式第一号の四

第二条第一号の七を次のように改める。

一の七 法第五十条第三項による吸収合併認可申請書 様式第一号の五

第二条第一号の八を同条第一号の九とし、同条第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八 法第五十四条の六第二項による新設合併認可申請書 様式第一号の五の二

第二条第九号の次に次の三号を加える。

九の二 法第六十八条の二第二項又は第二項による事業開始届 様式第一号の六

九の三 法第六十八条の三第一項、第二項又は第三項による変更届 様式第二号

九の四 法第六十八条の四による廃止届 様式第三号

第三条第一号を削り、同条第二号中「及び第一号の六」を「第一号の六及び第一号の七」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第一号の七」を「第一号の八」に改め、同号を同条第二号とする。

第四条第一項中「厚生労働大臣又は」及び「（大牟田市の区域においては、南筑後保健福祉環境事務所長）」を削る。

第八条を削る。

様式第一号、様式第一号の二及び様式第一号の三を次のように改める。

様式第1号

(表 面)

| | | | |
|------------------------------------|------------|---------------------------|-----|
| 福岡県知事 殿 | | 社会福祉法第31条による社会福祉法人設立認可申請書 | |
| 次のとおり社会福祉法人を設立したいので、関係書類を添えて申請します。 | | | |
| 設立者又は 設立代表者 | 住所 | | |
| | 氏名 | 印 | |
| 申請年月日 | | | |
| 社会福祉法人設立の趣意 | | | |
| 主たる事務所の所在地 | | | |
| ふりがな 法人の名称 | | | |
| 事業の 種類 | 社会福祉 事業 | | 第1種 |
| | | | 第2種 |
| | 公益 事業 | 公益 事業 | |
| 収益 事業 | 収益 事業 | | |

(裏 面)

| 資産 | 内 | | | | 訳 | | | | | | |
|-----------------------|-------|----------------------|---------------|--------------|---------------------|----------|------------------------|---|------------|--------|-----|
| | ①基本財産 | ②その他財産 | ③公益事業 用財産 | ④収益事業 用財産 | ⑤財産計 ①+②+③ +④ | | ⑥負債 | | | | |
| 純資産 ⑤-⑥ 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| 理事 監事 評議員 の別 | 氏名 | 親族等の 特殊関係 者の有無 | 役員の資格等(該当に○印) | | | | 他の社会福祉法人の 理事長への就任状況 | | | | |
| | | | 事業経 営意見 | 地域福 祉関係 | 管理者 | 事業 意見 | | | 財務管 理意見 | 有 無 | 法人名 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

- ※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。
(注意)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 記載事項が多いため、この様式にすることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
 - 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
 - 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第1号の2

(表 面)

| | |
|--|------------|
| 社会福祉法第45条の36 第2項 第1項 による社会福祉法人定款変更 認可申請書 届 | |
| 福岡県知事 殿 | |
| 次のとおり定款を変更 したい ので、申 請 します した お届け | |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 |
| ふりがな 名称 | |
| 理事長の氏名 | |
| 申請年月日 | 印 |
| 内容 | |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| 理由 | |
| 定款変更の内容内容及び理由 | |

(裏 面)

| | | |
|---------------|--------|----|
| 内容 | | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 | |
| 定款変更の内容内容及び理由 | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第一号の3

| | |
|------------------------------------|--|
| 社会福祉法第46条による解散 届 認可(認定) 申請書 | |
| 福岡県知事 殿 次のとおり社会福祉法人を解散 | したい したので、関係書類を添えて 申請 お願いします。 |
| 主たる事務所の所在地 ふりがな 名称 理事長の氏名 | 申請者 印 |
| 申請年月日 | |
| 解散する理由 | |
| 純資産 ⑤-⑥ | 内 訳 社会福祉事業用財産 ③公益事業用財産 ④収益事業用財産 ⑤財産計 ①+②+③+④ ⑥負債 |
| ①基本財産 円 | ②その他財産 円 |
| 円 | 円 |
| 円 | 円 |
| 円 | 円 |
| 円 | 円 |
| 残余財産処分方法 | |

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1号から3号に掲げる書類を添付すること。
 - 3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第一号の四その一、様式第一号の四その二及び様式第一号の五を削り、様式第一号の三の次に次の三様式を加える。

様式第1号の4

| | | |
|----------------------------------|--|-------|
| 社会福祉法第47条の5による清算終了届 福岡県知事 殿 | | 年 月 日 |
| 主たる事務所の所在地 名 称 清算人氏名 | | |
| 印 <input type="checkbox"/> | | |
| 次のとおり清算を結了しましたので、関係書類を添えてお届けします。 | | |
| 解散時の資産総額 | | |
| 解散及び清算諸費 | | |
| 内 解散事務費 (登記、公告など) | | |
| 借入金の清算 | | |
| 未払金の清算 | | |
| 訳 そ の 他 | | |
| 差引残余財産の額 | | |
| 上記残余財産の 処分方法 | | |

注 この申請書には、登記簿謄本及び残余財産の処分を明らかにする書類を添付すること。

様式第1号の5

(表 面)

| | | | |
|--------------------------------------|-----|--|---|
| 社会福祉法第50条第3項による社会福祉法人合併認可申請書 (吸収合併用) | | | |
| 福岡県知事 殿 | | | |
| 次のとおり合併したいので、関係書類を添えて申請します。 | | | |
| 主たる事務所の所在地 | | | |
| ふりがな 名称 | | | |
| 理事長の氏名 | | | 印 |
| 主たる事務所の所在地 | | | |
| ふりがな 名称 | | | 印 |
| 理事長の氏名 | | | |
| 申請年月日 | | | |
| 合併する理由 | | | |
| ふりがな 合併により消滅する 法人の名称 | | | |
| 主たる事務所の所在地 | | | |
| ふりがな 法人の名称 | | | |
| 社会福祉 事業 | 第1種 | | |
| | 第2種 | | |
| 公益事業 | | | |
| 収益事業 | | | |
| 合併後存続する法人の種類 | | | |

(裏面)

| 資産 | 内 | | 取 | | | | 他の社会福祉法人の理事長への就任状況 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------------------|----|-------------------------|-------------|---------------|---------------|----------------------|------------|--------|-----|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | ⑤-⑥ 純資産 | 円 | 社会福祉事業用財産 ①基本財産 円 | ②その他財産 円 | ③公益事業用財産 円 | ④収益事業用財産 円 | ⑤財産計 ①+②+③+④ 円 | ⑥負債 円 | | | | | | | | | | | | |
| 合併後存続する法人 | 理事 監事 評議員 の別 | 氏名 | 親族等の 特別関係 者の有無 | 事業経 営職見 | 地域福 祉関係 | 管理者 | 事業 職見 | 財務管 理職見 | 有 無 | 法人名 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 引き続き役員等となる者 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 新たに役員等となる者 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。
(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第1号の5の2

(表 面)

社会福祉法第54条の6第2項による社会福祉法人合併認可申請書 (新設合併用)

福岡県知事 殿

次のとおり合併したいので、関係書類を添えて申請します。

| | |
|---------------|---------------|
| 主たる事務所の所在地 | |
| ふりがな 名称 | |
| 理事長の氏名 | 印 |
| 設立事務 共同執行者 | 住所 氏名 印 |
| 主たる事務所の所在地 | |
| ふりがな 名称 | |
| 理事長の氏名 | 印 |
| 設立事務 共同執行者 | 住所 氏名 印 |
| 申請年月日 | |
| 合併する理由 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| ふりがな 法人の名称 | |
| 社会福祉 事業 | 第1種 第2種 |
| 公益事業 | |
| 収益事業 | |

合併後存続する法人の種類

様式第1号の6

| | | | | |
|--|--------------------|--------------------------------------|----------------------------|-----|
| 社会福祉法 第62条 第68条の2 | による | 社会福祉施設 社会福祉住居施設 | 設置届 の 許可申請書 | 年月日 |
| 福岡県知事 殿 | | 設置者又は代表者 | 氏名 印 | |
| 次のとおり | 社会福祉施設 社会福祉住居施設 | を設置 したい | ので関係書類を添え お届け いたします。 | |
| (ふりがな) 施設の名 称 | | 施設の種類 | | |
| (ふりがな) 設置者の氏名又は 名 称 | | 設置者の住所施 設の所在地 | | |
| 事業開始予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| 設置者の経歴 | | 設置者の資産 状 況 | | |
| 建物その他の設備の 規模及び構造 | | 実務を担当する 幹部職員の氏名 及び経歴 (ふりがな) | | |
| 施設の管理者の 氏名及び経歴 (ふりがな) | | | | |
| 福祉サービスを必要と する者に対する処遇 の 方 法 | | | | |
| ◎当該事業を運営する ための財源の調達及び その管理の方法 | | ◎施設の管理者 の資産状況 | | |
| ◎建物その他の設備 の使用の権限 | | ◎経 理 の 方 針 | | |
| ◎事業の経営者又は施 設の管理者に事故が あるときの処置 | | | | |
| 記載上の注意 | | | | |
| 1 届出の場合は◎欄は記入を要しない。 | | | | |
| 2 関係書類として条例、定款その他基本約款および設立趣意書、事業計画書、予算書を添 えること。 | | | | |
| 3 幹部職員については、履歴書又はその写を添えること。 | | | | |
| 4 様式の記載欄中に書きこめない場合は別紙とすることができる。この場合別紙には見出 番号を付し、その番号を「別紙1」のように当該欄に記入すること。 | | | | |
| 5 建物その他の設備の規模及び構造欄中、建物については平面図を添付すること。 | | | | |

「第63条第1項

第63条第2項

第63条第2項

や

第68条

「1 変更届」の次に

第68条

や

第69条第2項」

第68条の3

第69条第2項」

「(社会福祉法第68条の3第2項の変更届を除く)」や「2 許可申請書」の次
に「又は変更届(社会福祉法第68条の3第2項の変更届に限る)」や

「第64条

「第64条

第64条

や

第68条

に

第69条第2項」

第68条の4

第69条第2項」

「(施設を必要としない)」や

「(施設を必要としない)」

に

第69条第2項」

様式第5号

基本財産処分承認申請書

| | | | |
|----------------------------------|------------|-------------|--|
| 福岡県知事 殿 | | 基本財産処分承認申請書 | |
| 次のとおり基本財産を処分したいので、関係書類を添えて申請します。 | | | |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | | |
| | ふりがた 名称 | | |
| | 理事長の氏名 | 印 | |
| 申請年月日 | | | |
| 基本財産処分の内容 | | | |
| 基本財産を処分する理由 | | | |
| 処分物件 | | | |

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、賃貸料等)等を記載すること。
 - 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
 - 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - (2) 財産目録
 - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
 - 5 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
 - 6 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号

基本財産担保提供承認申請書

| | | | |
|-------------------------------------|------------|---------------|--|
| 福岡県知事 殿 | | 基本財産担保提供承認申請書 | |
| 次のとおり基本財産を担保に提供したいので、関係書類を添えて申請します。 | | | |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | | |
| | ふりがた 名称 | | |
| | 理事長の氏名 | 印 | |
| 申請年月日 | | | |
| 資金借入れの理由 | | | |
| 借入金で行う事業の概要 | | | |
| 資金計画 | | | |
| 担保提供に係る借入金 | 借入先 | | |
| | 借入金額 | | |
| | 借入期間 | | |
| | 借入利息 | | |
| 担保物件 | 償還方法 | | |
| | 償還計画 | | |

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
 - 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
 - 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。
- なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - (2) 財産目録
 - (3) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
 - 6 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
 - 7 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書(左横書きとし、用紙は日本産業規格A列4番とする。)を作成すること。
 - 8 記名押印に代えて署名することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第九号の次に三号を加える改定規定、第四条第一項の改正規定中「(大牟田市の区域においては、南筑後保健福祉環境事務所長)」を削る部分並びに様式第一号の六、様式第二号、様式第三号及び様式第四号の改定規定は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県身体障害者適応訓練委託規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。
令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県身体障害者適応訓練委託規則を廃止する規則
福岡県身体障害者適応訓練委託規則(昭和三十六年福岡県規則第三十五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県自転車車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。
令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十五号

福岡県自転車車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例施行規則
福岡県自転車車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例施行規則(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県自転車車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例(令和二年福岡県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(啓発を行う教育機関)

第二条 条例第十三条第二項に規定する規則で定める教育機関は、出入国管理及び難民

認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成二年五月法務省告示第四百十五号)の別表第一号から別表第四号までに定める日本語教育機関又は教育機関のうち所在地が福岡県であるものであつて学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校に該当しないものとする。

(自転車貸付業者の届出)

第三条 条例第十九条第一項の規定による届出は、自転車貸付業者がその事業を開始した日から起算して三十日以内に自転車損害賠償保険等加入状況等届出書(様式第一号)を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第十九条第一項第四号に規定する知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 ホームページアドレス
- 三 営業時間
- 四 条例第十九条第三項の規定による周知を希望しないときは、その旨

3 条例第十九条第二項の規定による変更の届出は、その変更があつた日から起算して三十日以内に自転車損害賠償保険等加入状況等変更届出書(様式第二号)を知事に提出して行わなければならない。ただし、軽微な変更(同条第一項第三号に規定する自転車損害賠償保険等への加入等の状況に係る事項のうち自転車損害賠償保険等の更改又は更新による保険期間の変更及び自転車損害賠償保険等の対象となる自転車台数の変更に限る。)については、この限りでない。

4 条例第十九条第二項の規定による廃止の届出は、その事業を廃止した日から起算して三十日以内に廃止届出書(様式第三号)を知事に提出して行わなければならない。

(周知)

第四条 条例第十九条第三項の規定による周知は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- 一 自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所(法人にあつては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 自転車を貸し付ける場所

三 貸付けの用に供する自転車が自転車損害賠償保険等に加入していること。

四 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

五 ホームページアドレス

六 営業時間

(立入調査証明書)

第五条 条例第二十条第三項に規定する立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

(勧告)

第六条 条例第二十一条の規定による勧告(以下「勧告」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 勧告の対象となる自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所(法人にあつては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 勧告の原因となる事実

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

(公表)

第七条 条例第二十二條第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

一 勧告に従わない自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所(法人にあつては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 公表の原因となる事実

三 勧告の要旨

四 その他知事が必要と認める事項

2 条例第二十二條第一項の規定により公表する期間は、当該公表の対象となった自転車貸付業者が勧告に従ったときその他公表する必要がなくなつたと認めるときを除き、公表した日からおおむね一年間とする。ただし、知事は、必要があると認めるとき

は、その期間を延長することができる。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条から第七条までの規定は、令和二年十月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

自転車損害賠償保険等加入状況等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称
(代表者名)
住 所

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第19条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | | |
|--------------------|---|---------------|--------------|
| 氏名、商号又は名称 | | | |
| 代表者の氏名 | | | |
| 住所又は主たる事業所の所在地 | | | |
| 電話番号 | | | |
| ホームページアドレス | | | |
| 電子メールアドレス | | | |
| 自転車損害賠償保険等への加入等の状況 | 保険者 | | |
| | 保険の種類 | | |
| | 保険期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| | 保険金額 (対人補償上限額) | | |
| 自転車を貸し付ける場所 | 保険等の対象となる自転車台数： (貸付自転車台数： 台) | | |
| | 名称 | 郵便番号 | 電話番号 営業時間 |
| | 所在地 | - | |
| | 県による届出事項の県民への周知 <input type="checkbox"/> 県による届出事項の県民への周知を希望しない ※ 県民への周知を希望しない場合は、 <input type="checkbox"/> にシ点をを入れてください | | |

備考

- 添付書類 自転車損害賠償保険等への加入等の状況が確認できる書類（保険証券の写し等）
- 記入欄が不足する場合は、適宜必要事項を記載した書面を、この様式と共に提出してください。
- 貸し付ける自転車ごとに、自転車損害賠償保険等（※）に加入している場合は、貸付自転車及び当該自転車損害賠償保険等の内容を一覧にした書面を、この様式と共に提出してください。（※公益財団法人日本交通管理技術協会が実施するＴＳ－Ｔ付帯保険など貸付自転車を運転する者が当該自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険等をいいます。）

様式第2号（第3条関係）

自転車損害賠償保険等加入状況等変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称
(代表者名)
住 所

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第19条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | |
|----------------|-------|---|
| 氏名、商号又は名称 | | |
| 代表者の氏名 | | |
| 住所又は主たる事業所の所在地 | | |
| 変更した事項 | 郵便番号 | - |
| | | |
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更の理由 | | |
| 変更した日 | 年 月 日 | |

様式第3号(第3条関係)

廃止届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称
(代表者名)
住 所

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第19条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

| | |
|----------------|-------|
| 氏名、商号又は名称 | |
| 代表者の氏名 | 郵便番号 |
| 住所又は主たる事業所の所在地 | — |
| 廃止した日 | 年 月 日 |

様式第4号(第5条関係)

(表)

立 入 調 査 証 明 書

No. _____

所 属
職 名
氏 名



福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第20条第2項に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

福岡県知事 印

(裏)

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例(抄)
(指導及び調査)

第20条 知事は、自転車貸付業者が、第17条第4項の規定により自転車損害賠償保険等(加入せず、又は前条第1項及び第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な指導をすることができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、当該自転車貸付業者の事務若しくは自転車を貸し付ける場所に立ち入り、自転車損害賠償保険等への加入等の状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(勅告)
第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による指導を受けた自転車貸付業者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

(2) 前条第2項の規定による立入調査の対象となつた自転車貸付業者が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
(公表)

第22条 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた自転車貸付業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する番号があるときはその番号及び住所(法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項を公表することができる。

2 (略)

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十六号

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部の施行期日を定める規則

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成三十一年福岡県条例第十九号）附則第一項ただし書に規定する規定のうち第十一条から第十六条まで、第二十条及び第二十一条の規定の施行期日は令和二年四月一日とし、その他の規定の施行期日は同年五月一日とする。

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十七号

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成三十一年福岡県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（住所等の届出）

第二条 条例第十七条第一項の規定による届出は、住所等届出書（様式第一号）により行うものとする。

（住所等の変更の届出）

第三条 条例第十七条第二項の規定による届出は、住所等変更届出書（様式第二号）により行うものとする。

（転出の届出）

第四条 条例第十七条第三項の規定による届出は、転出届出書（様式第三号）により行うものとする。

（補則）

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和二年五月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

住所等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏 名 _____ 印

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|----------|---|
| 住所又は居所 | |
| 性別 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 連 絡 先 | 電話番号(_____) 電子メールアドレス(_____ @ _____) |
| 届出に係る罪名 | |
| 刑期の満了した日 | 年 月 日 |

様式第2号(第3条関係)

住所等変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏 名 _____
生年月日 _____ 印

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|------|-------|-------|
| | | |
| | 変更年月日 | 年 月 日 |

様式第3号(第4条関係)

転出届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県スポーツ推進審議会規則

福岡県規則第二十八号

福岡県スポーツ推進審議会規則を制定し、ここに公布する。
令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

氏 名 _____ 印
生年月日 _____

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-----------|-------|--|
| 住 所 | 転出前 | |
| | 転出後 | |
| 転出（予定）年月日 | 年 月 日 | |

- (趣旨)
- 第一条** この規則は、福岡県スポーツ推進条例（令和二年福岡県条例第八号）第十一条第四項の規定に基づき、福岡県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。
- (組織)
- 第二条** 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
- (委員)
- 第三条** 委員は、スポーツに関する学識経験を有する者等のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- (会長及び副会長)
- 第四条** 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (議事)
- 第五条** 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課において処理する。この場合において、教育委員会の諮問に係る事項に関する庶務は、当該諮問事項を所管する教育庁の課の協力を得て処理するものとする。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十九号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例施行規則の一部

を改正する規則

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例施行規則（平成十四年福岡県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十条の二第一項又は」を削る。

第八条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十五条の見出し中「及び経由」を削り、同条中「正本一通及び副本」を削り、「を経由しなければならない。ただし、土砂埋立て等を行う土地の面積が五千平方メートル以下の場合には、申請等に係る土砂埋立区域を管轄する農林事務所の長に正本一通を提出するものとする」を「に提出するものとする」に改める。

別表第一に次の一号を加える。

二十三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定に基づく許可

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。
福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「、賃金」を削る。

第九十四条第一項第一号中「、共済費及び賃金」を「及び共済費」に改める。

第九十五条第一項第二号中イを削り、同号ロ中「及び子ども手当」を削り、同号ロを同号イとし、同号中ハからソまでをロからレまでとし、同号ツ中「イからソまで」を「イからレまで」に改め、同号ツを同号ソとする。

第九十六条第二項の表一の項経費の欄中「児童手当、子ども手当及び賃金」を「旅費（費用弁償に限る。）及び児童手当」に改め、同表二の項経費の欄中「前条第一項第二号ソ」を「前条第一項第二号レ」に改める。

第九十七条第四項中「第九十五条第一項第二号ソ」を「第九十五条第一項第二号レ」に改め、同条第七項中「児童手当、子ども手当及び賃金」を「旅費（費用弁償に限る。）及び児童手当」に改める。

第九十八条第二項第一号中「若しくは児童手当若しくは子ども手当又は賃金」を「旅費（費用弁償に限る。）又は児童手当」に改め、「若しくは児童手当支給調書若しくは子ども手当支給調書又は臨時職員等支給調書（様式第八十四号）」を「臨時職員等支給調書（様式第八十四号）又は児童手当支給調書」に改める。

第一百一条第一項に次の一号を加える。
三 指定代理納付者に納付させる収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金 第一百零四条第四項中「並びに児童手当及び子ども手当」を「旅費（費用弁償に限る。）及び児童手当」に改める。

（）及び児童手当」に改める。

第百六十六条第一項中「第十二号まで」を「第十一号まで」に改め、同項第八号中「損害金」の下に「、履行の追完及び代金の減額」を加え、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第二項中「工事請負契約書（様式第百三十三号）物品」を「知事が告示で定める工事請負契約書、物品」に改める。

第百七十一条を次のように改める。

（保証人）

第百七十一条 契約担当者は、普通財産を貸し付ける場合において、特に必要があると認めるときは、確実な連帯保証人を立てさせるものとする。

2 前項の規定により連帯保証人を立てさせる場合（連帯保証人が法人である場合を除く。）にあつては、契約担当者は、当該連帯保証人が保証する債務の極度額を定めなければならぬ。

3 前項に規定する場合であつて、契約の相手方が期限の利益を喪失したときは、契約担当者は、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、当該連帯保証人に対し、その旨を通知しなければならない。

第百七十三条第一項中「二・七パーセント」を「二・六パーセント」に改める。

第二百二十三条中「公有財産借受願書」を「公有財産借受申請書」に改める。

第二百二十四条中「公有財産借受期間延長願書」を「公有財産借受期間延長申請書」に、「公有財産借受期間更新願書」を「公有財産借受期間更新申請書」に改める。

第二百二十六条中「願出」を「申請」に、「公有財産借受目的変更願書」を「公有財産借受目的変更申請書」に、「公有財産原状変更願書」を「公有財産原状変更申請書」に改める。

第二百八十三条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

別表一の三の項中「賃金」を削る。

別表二中「美術館 図書館」を「美術館」に改める。

別表三中「（田川保健福祉事務所を除く。）」及び「（当該事務所に属する歳入に限る。）」を削り、同表田川保健福祉事務所の項を削る。

別表四3職員手当等の項中「子ども手当」を削り、同表中7賃金の項を削り、8の項

を7の項とし、9の項から28の項までを一項ずつ繰り上げる。
 様式目次
 「様式第百三十三号 工事請負契約書 第百六十六条」を
 「様式第百三十三号 削除」に
 改める。

様式第百十五号及び様式第百十五号の二を次のように改める。

様式第百三十一号その三及び様式第百三十二号その三中「2.7.パーセント」を「2.6.パーセント」に改める。

様式第百三十三号を次のように改める。

様式第133号 削除

様式第百三十三号の二を次のように改める。

物品売買契約書

様式第 133 号の 2 (第 166 条) (本庁、財務担当所)

物品の売買に関し、福岡県(以下「発注者」という。)と
下「受注者」という。)との間に次のとおり契約を締結する。(以

(売買)

第 1 条 受注者は、別表 1 に掲げる物品(以下「物品」という。)を発注者に
売り渡し、発注者は、これを買受ける。

(物品の数量等)

第 2 条 物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表
1 のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表 2 のとおりと
する。

(検査)

第 3 条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知
しなければならない。

2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検
査を行う。

(代金の支払)

第 4 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請求書により売買
代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があつたときには、その日から 30 日以内に受注者
に支払わなければならない。

(部分払)

第 5 条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完前に物品の既
納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第 6 条 納入された物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合し
ないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者
に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追
完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するもの
でないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をす
ることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告を
し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度
に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第 7 条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、履行期限の延期をすることができる。

(発注者の催告による解除権)

第 8 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
- (2) 正当な理由なく、第 6 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思表示を明示した時。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないのでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第 11 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があつたとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となつているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、

又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 前条に定める事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。

(2) 第6条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができる事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用し

ない。

4 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の73.0パーセントに相当する金額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第14条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第4条第2項及び第5条の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 「年パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

(契約不適合責任期間)

第16条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契

合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
(補則)

第 17 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治 29 年法律第 89 号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)その他日本の法令及び福岡県財務規則(昭和 39 年福岡県規則第 23 号)の定めるところによる。

(協議)
第 18 条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

福岡県

代表者

職名

氏名

職 印

受注者

住 所(事務所の所在地)

氏 名(会社の名称及び代表者名)

(印)

別表 1

| 物 品 名 | 数 量 |
|----------------------------------|------------------------|
| 契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) | ¥ _____ (至 _____) |
| 履 行 期 限 | |
| 履 行 場 所 | |
| 契 約 保 証 金 | |
| そ の 他 | |

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額に 110 分の 10 (軽減税率対象品目については、108 分の 8) を乗じて得た額(円未満切捨て)を内数で記入すること。

別表2

| 物品の規格 | 物品の構造 | 物品の形状 | 物品の寸法 | 製作会社名 | その他 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | | | | | |

様式第三百三十四号中「27.パーセン」を「26.パーセン」に改める。
様式第三百六十七号を次のように改める。

様式第 167 号 (第 223 条)

公有財産借受申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請人

住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別
①

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別
②

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の公有財産を借り受けたいので、福岡県財務規則 (昭和 39 年福岡県規則第 23 号) 第 223 条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所在地及び地番
 - 2 地目又は建物の種類、構造
 - 3 数量
 - 4 借受目的又は用途
 - 5 借受希望期間
 - 6 借受申請を提出する理由
 - 7 関係図面 (別添のとおり字図写、位置図、実測図)
 - 8 申請者 (法人又は法人格を有しない団体 (この様式において「法人等」という。) にあつては、その役員 (法人にあつては法人登記簿に登録されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。) 及び使用人) は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。
 - 9 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
- 添付書類
- (1) 借受後の利用計画書 (資金計画を含む。)
 - (2) 関係図書 (登記事項証明書写、字図写、位置図、実測図)
(建築目的のものについては、予定建築物の配置図、平面図)
 - (3) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名 (フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類 (ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)

様式第百六十九号から様式第百七十二号までを次のように改める。

様式第169号(第224条)

公有財産借受期間延長申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別

①

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別

①

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の公有財産を福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第223条の規定に基づき借り受けましたが、年月日をもって借受期間が満了しますので、借受期間の延長を申請します。

記

1 従来の借受状況

- (1) 契約締結年月日
- (2) 借受期間満了年月日
- (3) 借受料金
- (4) 借受料金の納付状況(借受期間中)

2 今後の借受について

- (1) 所在地及び地番
- (2) 地目又は建物の種類、構造
- (3) 数量
- (4) 借受目的又は用途
- (5) 借受希望期間

3 申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登録されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。))及び使用人)は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。

4 添付書類

(1) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)

様式第170号(第224条)

公有財産借受期間更新申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別

①

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別

①

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の財産を福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第223条の規定に基づき借り受けましたが、年月日をもって借受期間が満了しますので借受期間の更新を申請します。

記

1 従来の借受状況

- (1) 契約締結年月日
- (2) 借受期間満了年月日
- (3) 借受料金
- (4) 借受料金の納付状況(借受期間中)

2 今後の借受について

- (1) 所在地及び地番
- (2) 地目又は建物の種類、構造
- (3) 数量
- (4) 借受目的又は用途
- (5) 借受希望期間

3 申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登録されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。))及び使用人)は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。

4 添付書類

(1) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)

様式第 171 号 (第 226 条) 公有財産借受目的変更申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別
別

印

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別
別

印

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

現在借受中の公有財産の借受目的を下記のとおり変更したいので福岡県財務規則 (昭和 39 年福岡県規則第 23 号) 第 226 条の規定に基づき申請します。

記

- 1 契約締結年月日
 - 2 所在地及び地番
 - 3 地目又は建物の種類、構造
 - 4 数量
 - 5 現在までの借受目的
 - 6 変更しようとする借受目的
 - 7 変更しようとする理由
 - 8 関係図面
 - 9 添付書類
- (1) 借受目的の変更申請に参考となる書類

様式第 172 号 (第 226 条) 公有財産原状変更申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別
別

印

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所
フリガナ
氏名
電話番号
生年月日
性別
別

印

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

現在借受中の公有財産を別添図面のとおり原形を変更したいので福岡県財務規則 (昭和 39 年福岡県規則第 23 号) 第 226 条の規定に基づき申請します。

なお、契約期間が満了したとき又はその他の理由により借受財産を返還する場合には、原形変更部分の原状回復又はその他の処置については、県の指示に従うことを条件とします。

記

- 1 契約締結年月日
 - 2 所在地及び地番
 - 3 数量
 - 4 借受目的又は用途
 - 5 原状変更を必要とする理由及びその概況
 - 6 関係図面
 - 7 添付書類
- (1) 原状変更申請に参考となる書類

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十一号

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員条例の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会計年度任用職員条例 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年福岡県条例第四号)をいう。

二 会計年度任用職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項第一号に規定する職員(以下「第一号会計年度任用職員」という。)及び同項第二号に規定する職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。)をいう。

三 給与条例 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。)、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。)及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。)をいう。

四 職員 県職員給与条例第二条、警察職員給与条例第二条及び学校職員給与条例第二条に規定する地方公務員をいう。

五 人事委員会規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号)をいう。

(時間外勤務手当に相当する報酬の額)

第三条 会計年度任用職員条例第八条第二号に規定する任命権者が定める勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した時間に対して、会計年度任用職員条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に乘じる割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

一 正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務(第二号及び第三号に掲げる勤務を除く。)(百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五))

二 正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、休日(福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第二十三号)第一条第二号及び第三号に規定する休日)をいう。第四条において同じ。)にした勤務 百分の百三十五(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百六十)

三 正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、一週間ごとの週休日(勤務時間を割り振られない日をいう。)に全て勤務した場合における最後の週休日の勤務 百分の百三十五(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百六十)

四 前三号に掲げる勤務以外の正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の百二十五(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十)

2 割り振られた一週間の正規の勤務時間(第四条に規定する休日における正規の勤務時間を除く。)の合計と前項第一号に該当する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が、一週間当たり四十時間を超えて勤務した第一号会計年度任用職員には、その四十時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬の額に百分の二十五を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

3 第一項各号に規定する正規の勤務時間を超えて勤務した時間(以下この項において「第一項時間」という。)(及び前項に規定するその四十時間を超えて勤務した全時間(以下この項において「第二項時間」という。))の合計が、一箇月について六十時間

を超えた第一号会計年度任用職員には、その六十時間を超過して勤務の全時間に対して、前二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬の額に第一項時間にあつては、百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、第二項時間にあつては、百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 時間外勤務手当に相当する報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、一箇月の全時間数（支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において一時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

（休日における正規の勤務時間の報酬の額）

第四条 休日における正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、会計年度任用職員条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に乘じる割合は、百分の三十五とする。

（夜間勤務手当に相当する報酬の額）

第五条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務した全時間に対して、会計年度任用職員条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に乘じる割合は、百分の二十五とする。

（特殊勤務手当に相当する報酬の額）

第六条 会計年度任用職員条例第八条第三号に規定する規則で定める特殊勤務手当に相当する報酬の額は、一般職の職員の例により得た額とする。

（給料の調整額に相当する報酬の額）

第七条 会計年度任用職員条例第八号第三号に規定する規則で定める給料の調整額に相当する報酬の額は、福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号。次条において「調整額条例」という。）第二条の規定により算出した給料の調整額を二十一で除して得た額を百分の七百七十五で除し、その数に正規の勤務時間を乗じて得た額とする。

（勤務一時間当たりの報酬の額）

第八条 会計年度任用職員条例第十一条に規定する規則で定める給料の調整額に相当する額は、調整額条例第二条の規定により算出した給料の調整額を二十一で除して得た

額とする。

2 会計年度任用職員条例第十一条に規定する規則で定める地域手当の額に相当する額は、会計年度任用職員条例第七条第一項に規定する報酬の額と前項に規定する給料の調整額に相当する額の合計額に、県職員給与条例第十三条の第二項各号、警察職員給与条例第十二条の第二項各号又は学校職員給与条例第十三条の第二項各号に掲げる地域手当の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（通勤の届出）

第九条 会計年度任用職員条例第十二条の規定による読替え後の県職員給与条例第十三条の四第一項、警察職員給与条例第十二条の四第一項又は学校職員給与条例第十三条の四第一項に規定する支給の要件を新たに具備するに至った第二号会計年度任用職員は、通勤届（様式第一号）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。通勤手当を受けている第二号会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

一 住居、通勤経路又は通勤方法を変更した場合

二 通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

2 前項の規定は、会計年度任用職員条例第十四条に規定する支給の要件を新たに具備するに至った第一号会計年度任用職員について準用する。

（支給対象期間）

第十条 会計年度任用職員条例第十二条の規定による読替え後の県職員給与条例第十三条の四第二項、警察職員給与条例第十二条の四第二項及び学校職員給与条例第十三条の四第二項の規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）は、月の一日から末日までとする。

（通勤手当の額）

第十一条 会計年度任用職員条例第十二条の規定による読替え後の県職員給与条例第十三条の四第二項各号、警察職員給与条例第十二条の四第二項各号及び学校職員給与条例第十三条の四第二項各号に規定する規則で定める額は、支給対象期間につき、次の各号に掲げる第二号会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする第二号会計年度任用職員 通用期間一箇月の定期券の価額又は平均一箇月当たりの通勤所

要回数分の回数乗車券等の運賃等の額のうちいずれか低い額

二 通勤のため自動車等（会計年度任用職員条例第十四条第一項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）を使用することを常例とする第二号会計年度任用職員 一般職の職員の例により算出した一箇月当たりの通勤手当の額

三 通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする第二号会計年度任用職員 第一号の規定により算出した額及び前号の規定により算出した額の合計額

2 任期の開始又は満了となる日が月の中途である場合の当該日の属する月の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、任期の開始となる日からその月の末日まで又は任期の満了となる日の属する月の初日から任期の満了となる日までを支給対象期間とし、第二十条に規定する第一号会計年度任用職員の例により算定した額とする。

（夜間勤務に従事する第二号会計年度任用職員）

第十二条 会計年度任用職員条例第十二条の規定による読替え後の県職員給与条例第十三条の四第二項ただし書、警察職員給与条例第十二条の四第二項ただし書及び学校職員給与条例第十三条の四第二項ただし書の規則で定める夜間の交代制勤務に従事する第二号会計年度任用職員の通勤手当の額は、一般職の職員の例により得た額とする。

（通勤手当の支給）

第十三条 第十一条に規定する通勤手当の額については、支給対象期間の各月の給料の支給日に支給する。

（期末手当の支給を受ける会計年度任用職員）

第十四条 会計年度任用職員条例第十三条第一項の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項第一号に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- 一 無給休職者（法第二十八条第二項第一号の規定に該当し、又は福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号。次条第三項において「県職員分限条例」という。）第三条、福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号。次条第三項において「警察職員分限条例」という。）第二条若しくは福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四

十七号。次条第三項において「教育職員分限条例」という。）第三条の規定により休職にされている会計年度任用職員のうち、給与の支給を受けていない会計年度任用職員をいう。

二 刑事休職者（法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員をいう。）

三 停職者（法第二十九条第一項の規定に該当して停職にされている会計年度任用職員をいう。）

四 専従休職者（専従許可を受けている会計年度任用職員をいう。）

五 育児休業職員（育児休業をしている会計年度任用職員をいう。）のうち、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）第七条第一項に規定する職員以外の職員

六 欠勤している会計年度任用職員で基準日以前六箇月以内の期間において、会計年度任用職員条例第九条第四項第三号又は第十条の規定により給与又は報酬を減額された期間が三十日を超える会計年度任用職員

（期末手当に係る任期）

第十五条 会計年度任用職員条例第十三条第一項第二号に規定する任期には、基準日以前六箇月以内の期間における次の各号に掲げる期間を算入する。

- 一 会計年度任用職員条例第十三条第一項第三号に該当する会計年度任用職員として在職した期間
- 二 給与条例の規定の適用を受ける職員として在職した期間
- 三 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）別表第二の適用を受ける職員として在職した期間
- 四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）の適用を受ける職員として在職した期間
- 五 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五十二号）の適用を受ける職員として在職した期間
- 2 会計年度任用職員条例第十三条第一項第二号に規定する任期の算定については、次の各号に掲げる期間を除く。
 - 一 前条第三号及び第四号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間については

、その全期間

二 人事委員会規則第十六条第三号及び第四号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

三 育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その二分の一の期間

四 休職にされていた期間については、その二分の一の期間

五 会計年度任用職員条例第九号第四項第三号又は第十号の規定により給与又は報酬を減額された期間が三十日を超える場合には、その給与又は報酬を減額された期間

3 公務傷病等による休職者（会計年度任用職員条例第九号第三項の規定による読替え後の県職員給与条例第二十三条第一項、警察職員給与条例第二十二号第一項又は学校職員給与条例第二十二号第一項の規定の適用を受ける第一号会計年度任用職員及び会計年度任用職員条例第九号第四項第四号の規定により一般職の職員の例によることとされている第二号会計年度任用職員をいう。）であった期間及び県職員分限条例第三条、警察職員分限条例第二条又は学校職員分限条例第三条の規定による休職者（水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明になった場合にあつては、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときに限る。）であつた期間については、前項の規定にかかわらず除かない。

（期末手当に係る在職期間）

第十六条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間は、基準日以前六箇月以内の期間における前条第一項各号に掲げる職員として在職した期間とする。ただし、基準日前一箇月以内に前条第一項第二号から第五号までに規定する職員を退職し、又は失職した会計年度任用職員の当該職員としての在職期間を除く。

2 前項の在職期間の算定については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

（一週間当たりの勤務時間）

第十七条 会計年度任用職員条例第十三条第四項の規定により規則で定める一週間当たりの勤務時間は、その第一号会計年度任用職員の職につき、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

一 一週間当たりの正規の勤務日数及び勤務時間が一定である第一号会計年度任用職

員 その第一号会計年度任用職員の職における一週間当たりの正規の勤務時間

二 一箇月当たりの正規の勤務日数及び勤務時間が一定である第一号会計年度任用職員 その第一号会計年度任用職員の職における一箇月当たりの正規の勤務時間の合計を四・二で除して得た時間

三 前二号に掲げる第一号会計年度任用職員以外の第一号会計年度任用職員 任命権者が定める時間

（期末手当基礎額）

第十八条 会計年度任用職員条例第十三条第四項の規定により規則で定める期末手当基礎額は、基準日現在の職における第一号会計年度任用職員につき、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 基準日以前六箇月以内の期間における一箇月当たりの正規の勤務日数及び勤務時間が一定である第一号会計年度任用職員 会計年度任用職員条例第七条に規定する報酬、第七条に規定する給料の調整額に相当する報酬の額及びこれらに対する地域手当の額に相当する額の合計額（以下この条において「報酬の日額」という。）に一箇月当たりの正規の勤務日数を乗じて得た額

二 前号に掲げる第一号会計年度任用職員以外の第一号会計年度任用職員 基準日以前六箇月以内の期間における報酬の日額に正規の勤務日数を乗じて得た額を任期の月数で除して得た額

2 任期の初日から基準日までの期間が一箇月未満である第一号会計年度任用職員の期末手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、報酬の日額に任期の初日から基準日までの正規の勤務日数を乗じて得た額とする。

（交通の用具）

第十九条 会計年度任用職員条例第十四条第一項の自動車その他の交通の用具で規則で定めるものは、自動車その他の原動機付きの交通用具及び自転車（県、国又は他の地方公共団体の所有に属するものを除く。）とする。

（通勤手当に相当する費用弁償の額）

第二十条 会計年度任用職員条例第十四条第一項に規定する規則で定める費用弁償（以下「通勤手当に相当する費用弁償」という。）の額は、一日につき、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に一円未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

一 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする第一号会計年度任用職員 平均一箇月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の通勤一回分の運賃等の額

二 通勤のため自動車等を使用することを常例とする第一号会計年度任用職員 一般職の職員の例により算出した一箇月当たりの通勤手当の額を二十一で除して得た額

三 通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする第一号会計年度任用職員 第一号の規定により算出した額及び前号の規定により算出した額の合計額

2 任命権者は、第一号会計年度任用職員が前項の規定による通勤手当に相当する費用弁償の額を支給した場合には通常必要としない通勤手当に相当する費用弁償の額を支給することとなる場合においては、その必要としない額を支給しないことができる。

3 夜間の交替制勤務に従事する第一号会計年度任用職員（前項第二号に掲げる第一号会計年度任用職員を除く。）の通勤手当に相当する費用弁償の額は、前項第一号又は第三号に掲げる額に、夜間勤務が一箇月五回以上の第一号会計年度任用職員にあつては前項第一号の額に百分の二十を乗じて得た額（その額が千五百円に満たない場合は、千五百円）、四回以下の第一号会計年度任用職員にあつては百分の十を乗じて得た額（その額が七百五十円に満たない場合は、七百五十円）を加算した額とする。

（旅費に相当する費用弁償の請求書）

第二十一条 会計年度任用職員条例第十四条第三項の規定による読替え後の費用弁償の額（以下「旅費に相当する費用弁償」という。）の精算をしようとする第一号会計年度任用職員の所定の請求書の様式は、任命権者が別に定める。

（費用弁償の支給）

第二十二條 通勤手当に相当する費用弁償については、会計年度任用職員条例第九条第二項に規定する報酬の支給日に支給する。

2 旅費に相当する費用弁償については、前条に規定する請求書による請求に基づき支給する。

（人事委員会規則の準用）

第二十三條 第三条から前条までに定めるもののほか、第一号会計年度任用職員の報酬

の支給に関しては、人事委員会規則第三条、第五条、第八条、第十三条の三及び第十三条の四の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「給料」とあるのは「報酬」と、「職員」とあるのは「第一号会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 第三条から前条までに定めるもののほか、会計年度任用職員の通勤手当又は通勤手当に相当する費用弁償の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則第十二条の十一、第十二条の十二、第十二条の十五から第十二条の十七まで、第十二条の十八及び第十二条の二十五から第十二条の二十七までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「通勤手当」とあるのは「通勤手当又は通勤手当に相当する費用弁償」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

3 第三条から前条までに定めるもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則第二十一条の二から第二十一条の九までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「給与条例」とあるのは「会計年度任用職員条例」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（無給休暇の給与等の減額）

第二十四條 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人事委員会規則第四号）第十二条第二項に規定する無給の休暇については、会計年度任用職員条例第九条第四項第三号及び第十条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、会計年度任用職員条例第九条第四号の勤務一時間当たりの給与額又は会計年度任用職員条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額を減額する。

2 無給休暇の勤務しなかった時間数は、その給与又は報酬の計算期間における会計年度任用職員条例第九条第四項第三号及び第十条の時間数を加えて計算するものとし、この場合において一時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

（端数計算）

第二十五條 会計年度任用職員条例第八条第一号の規定による地域手当の額に相当する額の日額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の額に相当する額とする。会計年度任用職員条例第十一条に規定する地域手当に

相当する額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

2 第十八条の規定による期末手当基礎額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額とする。

3 第三条の規定による時間外勤務手当に相当する報酬の額、第四条の規定による休日における正規の勤務時間の報酬の額及び第五条の規定による夜間勤務手当に相当する報酬の額の一時相当りの額を算定する場合において、その額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げた額とする。

(補則)

第二十六条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費の支給等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

様式第1号 (第9条関係)

通 勤 届

1号紙

| | | | |
|------|--|-----|---------|
| 任命権者 | 勤務公署名 | 所在地 | 年 月 日提出 |
| 職 名 | 氏 名 | 氏 名 | ④ |
| 住 居 | 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則第9条の規定に基づき、通勤の申請を届け出ます。 | | |

届出の理由 (該当する□に印を付する。)

新規 (□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)

住居の変更

通勤経路又は方法の変更

運賃等の負担額の変更

その他 () (届出の理由が生じた日) 年 月 日

| 通勤経路方法 | 区 間 | 距離 | 所要時間 | 乗車券等の種類 | 左欄の乗車券等の額 | 備考 |
|--------|---------------|----|------|---------|-----------|----|
| 1 | 住居 から(経由) まで | km | 分 | | 円 | |
| 2 | から() まで | | | | | |
| 3 | から() まで | | | | | |
| 4 | から() まで | | | | | |
| 5 | から() まで | | | | | |
| | から() まで | | | | | |

| | | | | |
|------------------------------------|----|---|-------|----|
| 自動車等の使用距離 | km | km | 総通勤距離 | km |
| 他に利用でき る交通機関等 の名称及び利 用区間等 | | 総通勤距離が2km未満の 場合交通機関等又は自動 車等を利用・使用する理由 | 総所要時間 | 分 |

記入上の注意

- この届には通常行っている通勤の実態のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 「勤務公署名」欄には、本庁にあっては部署名、出先機関にあっては出先機関名を記入する。
- 「通勤方法」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、○○線、○○新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 「自動車等の使用距離」欄には、自動車等使用者にあっては住居(建物)の出入口から勤務公署の庁舎の出入口までの距離を、併用者にあつては住居(建物)若しくは勤務公署の庁舎の出入口から交通機関の利用駅(停留所を含む。以下同じ。)の出入口まで又は交通機関の利用駅の出入口から交通機関の利用駅の出入口までの距離を記入する。なお、併用者において自動車等の使用距離区分が2以上ある場合は、それぞれの自動車等の使用距離を記入する。

(裏)

通勤経路の略図 (経路未線)
(通勤距離 3 km未満の場合は、詳細に記入のこと。)

| | |
|----|--|
| 摘要 | |
|----|--|

確認及び決定欄

2号紙

| 算出の基礎となる交通機関等 交通機関利用区間の名称 | 定期券の回数 回数券の別 | 運賃額の基礎 (km) | 運賃等 | | 運賃等 | | 運賃等 | | 運賃等 摘要 |
|---|-----------------|----------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | | | 算出基礎の額 円 | 改正 年月日 | 算出基礎の額 円 | 改正 年月日 | 算出基礎の額 円 | 改正 年月日 | |
| 1 | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 計 | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 自動車等の使用距離 (自動車等の使用距離) | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 併用者の額(運賃等相当額と自動車等の額の合計額、運賃等相当額又は自動車等の額) | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 該当・非該当の別 | | | 支給の始期等 | | 通勤手当等の額 | | 算出基礎 | | 摘要 |
| 決定事項 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 交通機関等と自動車等の併用 <input type="checkbox"/> 夜間勤務 <input type="checkbox"/> 非該当 理由 | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 上記のとおり確認し、決定する。 年 月 日 | | | 決 | 職 | | | | | |
| | | | 裁 | 名 | 印 | | | | |

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十二号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の第二項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の号給にあつては、職務内容、免許資格、経歴年数等を考慮し、別に定める。

第三条に次の一項を加える。

5 前二項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

第五条中「（短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）にあつては、その額にその者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額）とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により給料の調整を行う職員のうち、次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、当該各号に定める額とする。

一 短時間勤務職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）

第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条に規定する短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。） 前項の規定により得た額にその者について定

められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

二 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。） 前項の規定により得た額を二十一で除した額に知事が定める一日の勤務時間を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

3 前二項の規定により得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第九条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第一号会計年度任用職員の期末手当基礎額については、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第三十一号。以下「会計年度任用職員規則」という。）第十八条に定めるところによる。

第十一条を第十六条とし、第十条の次に次の五条を加える。

（会計年度任用職員の給与の支給方法等）

第十一条 会計年度任用職員の給与の支給方法、給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与の額、一時差止処分の取消しの申立て、給与の減額並びに休職者の給与については、第九条及び次条から第十四条までに定めるもののほか、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）の適用となる職員の場合による。ただし、同条例第八条、第九条第三項後段及び第十四条第一項の規定は、第一号会計年度任用職員には適用せず、第一号会計年度任用職員の給与の支給方法、給与の額、給与の減額、休職者の給与及び勤務一時間当たりの給与の額について、同条例第七条中「報酬」とあるのは「給料」と、同条例第九条（第三項後段を除く。）から第十一条までの規定中「報酬」とあるのは「給与」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の地域手当）

第十二条 第一号会計年度任用職員の地域手当の額の算定については、会計年度任用職員規則第八条第二項に規定する地域手当の額に相当する額の例による。（会計年度任用職員の通勤手当）

第十三条 第一号会計年度任用職員の通勤手当の額の算定については、会計年度任用職員規則第二十条に規定する通勤手当に相当する費用弁償の額の例による。
 (会計年度任用職員の時間外勤務手当等)

第十四条 第一号会計年度職員の時外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の算定については、会計年度任用職員規則第三条から第五条までに規定する時間外勤務手当に相当する報酬、休日における正規の勤務時間の報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬の額の例による。

(会計年度任用職員の給与の調整)

第十五条 会計年度任用職員の給与に関する事項について、県職員給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性その他特別の事情によりこの規則の規定によることが困難であるものについては、知事が別に定める。
 別表第二中

| | |
|-----|-----------------|
| 1 級 | 定型的な業務を行う技能員の職務 |
| 2 級 | 技能員の職務 |

を

| | |
|-----|--------------------------------|
| 1 級 | 定型的な業務を行う技能員の職務 会計年度任用職員の職務 |
| 2 級 | 技能員の職務 困難な業務を行う会計年度任用職員の職務 |

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- (この規則の施行に関し必要な事項)
- この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
 令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号の表中

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 行政経営企画課 | 総務係 経営企画係 働き方改革係 法務係 公益法人・宗教係 文書係 |
| 人事課 | 総務係 人事第一係 人事第二係 組織定数係 給与係 |

を

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 行政経営企画課 | 総務係 経営企画係 働き方改革係 法務係 公益法人・宗教係 文書係 |
| 人事課 | 総務係 人事第一係 人事第二係 組織定数係 給与係 |

に改め、同表

県民情報広報課の項中「報道係 広報係」を「報道係 企画係 広報係」に改める。

第七条第二項第三号の表中スポーツ振興課の項を削り、同表生活安全課の項中「安全企画係 女性・子ども安全係」を「地域防犯推進係 性暴力・犯罪被害対策係」に改め、同表中私学振興・青少年育成局の部の次に次のように加える。

| | |
|---------|-------------------|
| スポーツ局 | |
| スポーツ企画課 | 企画管理係 スポーツ交流係 |
| スポーツ振興課 | 地域スポーツ係 障がい者スポーツ係 |

第七条第二項第五号の表子育て支援課の項中「保育企画係」を「保育企画係 保育人材確保係」に改め、同項第六号の表循環型社会推進課の項中「リサイクル係」を「リサイクル係 事業化推進係」に改め、同項第七号の表観光局の部観光政策課の項中「観光

資源係」を「観光地域づくり係」に、同部観光振興課の項中「受入環境係」を「観光産業係」に改め、同項第九号の表水資源対策課の項中「振興係」を削る。
第七条の二の表中

| |
|----------|
| 文化振興課 |
| 九州国立博物館室 |
| 世界遺産室 |

を

| |
|-----------|
| 文化振興課 |
| 九州国立博物館室 |
| 世界遺産室 |
| 新県立美術館建設室 |

に改める。

第八条第五項中「私学振興・青少年育成局」の下に「スポーツ局」を加え、同条第十二項中「企画広報監」の下に「及び企画広報主幹」を加え、同条第十六項中「環境部監視指導課に廃棄物対策専門監を」を削る。

第十一条第一号中「行政システム改革」を「行政改革」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 公の施設の設置及び管理に関すること。

第十一条中第二十五号を第二十六号とし、第五号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 事業の執行の効率化に関すること。

第十一条に次の六項を加える。

2 行政経営企画課総務係の所掌事務は、前項第十九号から第二十三号まで、第二十五号及び第二十六号に掲げる事務とする。

3 行政経営企画課経営企画係の所掌事務は、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務とする。

4 行政経営企画課働き方改革係の所掌事務は、第一項第二号及び第五号に掲げる事務とする。

5 行政経営企画課法務係の所掌事務は、第一項第九号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務とする。

6 行政経営企画課公益法人・宗教係の所掌事務は、第一項第十七号及び第十八号に掲

げる事務とする。

7 行政経営企画課文書係の所掌事務は、第一項第六号から第八号まで及び第二十四号に掲げる事務とする。

第十二条を次のように改める。

(人事課の所掌事務)

第十二条 第七条第二項に規定する総務部人事課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務係

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定に基づく職員団体及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の規定に基づく職員の労働組合に関すること。

ロ 職員の勤務条件に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 職員の服務管理に関すること。

ニ 職員表彰に関すること。

ホ 内部統制の評価に関すること。

ヘ 庶務に関すること（総務部人事課内部統制室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ト 財務会計に関すること（総務部人事課内部統制室に係るものを除く。）。

二 人事第一係

イ 職員の任免及び分限に関する事務のうち、事務職員に関すること。

三 人事第二係

イ 職員の任免及び分限に関する事務のうち、技術職員及び労務職員に関すること。

ロ 職員の研修その他能力の開発に関すること。

ハ 職員研修所に関すること。

四 組織定数係

イ 行政組織に関すること。

ロ 職員の定数に関すること。

- ハ 権限の配分に関すること。
- ニ 事務管理に関する事務のうち、他課に属しないこと。

五 給与係

- イ 職員の給与に関すること。
- ロ 職員であつた者の退職手当に関すること。
- ハ 報酬、費用弁償及び旅費に関すること。

第十三条第一号中「内部統制」の下に「の推進」を加える。

第十五条第六号イ中「及び産業廃棄物税」を「、産業廃棄物税及び宿泊税」に改める。

第二十條の二の二第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからハまでをハからホまでとし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号イ中「総合企画、調整及び」を削り、同号中ハを削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 企画係

- イ 県行政に係る広報の総合企画及び調整に関すること。
- ロ 県行政に係る重点的な広報の実施に関すること。

ハ 広報担当監会議の企画運営に関すること。

第二十條の十第一号中「、商業統計調査」を削り、同条第二号中「、個人企業経済調査」及び「、経済産業省生産動態統計調査、商業動態統計調査」を削る。

第二十二條第一号中へを削り、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 福岡県文化芸術振興審議会に関すること。

第二十二條第一号リ及びヌ中「及び世界遺産推進室」を「、世界遺産室及び県立美術館建設室」に改める。

第二十五條を次のように改める。

(文化振興課新県立美術館建設室の所掌業務)

第二十五條 第七条の二第一項に規定する人づくり・県民生活部文化振興課新県立美術館建設室の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 新県立美術館の建設に関すること。

- 二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第二十八條第一号ニ中「福岡県自転車道の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成二十九年福岡県条例第八号)」を「福岡県自転車道の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例(令和二年福岡県条例第九号)」に改め、同条第二号中「安全企画係」を「地域防犯推進係」に改め、同号ロ中「事務のうち、他係に属しない」を削り、同条第三号中「女性・子ども安全係」を「性暴力・犯罪被害対策係」に改め、ニを削る。

第三十條の二の次に次の二條を加える。

(スポーツ局スポーツ企画課の所掌事務)

第三十條の三 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 スポーツの推進に関する総合企画及び調整に関すること。
- 二 福岡県スポーツ推進審議会に関すること。
- 三 福岡県スポーツ推進基金に関すること。
- 四 スポーツ交流に関すること。
- 五 スポーツ大会及び合宿等の誘致及び開催に関すること。
- 六 スポーツツーリズムに関すること。
- 七 オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること(次号に掲げる事務を除く。)
- 八 オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること(聖火リレーに関することに限る。)
- 九 庶務に関すること(人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等)に関するものを除く。)を含む。)
- 十 人づくり・県民生活部スポーツ局の予算の総括に関すること。
- 十一 財務会計に関すること。
- 十二 スポーツ企画課企画管理係の所掌事務は、前項第一号から第三号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事務とする。
- 十三 スポーツ企画課スポーツ交流係の所掌事務は、第一項第四号から第七号までに掲げ

る事務とする。

(スポーツ局スポーツ振興課の所掌事務)

第三十条の四 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 地域スポーツ係

イ 地域のスポーツ振興に関すること。

ロ 生涯スポーツの推進に関すること。

ハ 県民体育大会に関すること。

ニ スポーツ団体(障がい者スポーツ団体を除く。)に関すること。

ホ 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

ヘ 財務会計に関すること。

二 障がい者スポーツ係

イ 障がい者スポーツに関すること。

ロ 障がい者スポーツ団体に関すること。

第三十一条の三第三号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)の施行に関する事務のうち、乳肉及び水産食品に関すること。

第三十一条の五第四号ロ中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第三十一条の六第三号ロ中「並びに審査請求」を「審査請求」に改め、「並びに指定訪問看護事業者に対する指導」を削り、同条第四号イ中「報告等及び監督」を「及び報告等」に改める。

第三十一条の七の五を次のように改める。

(子育て支援課の所掌事務)

第三十一条の七の五 第七条第二項に規定する福祉労働部子育て支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 出合い・子育て応援係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する子

育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業及び児童厚生施設を運営する事業に関すること。

ロ 児童福祉思想の普及啓発及び児童文化に関すること。

ハ 出合い応援及び子育て支援に関すること。

ニ 庶務に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

二 保育企画係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二十一条の九に規定する子育て支援事業に関する事務で他課及び他係に属しないこと。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する病児保育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業のうち利用者支援事業に関すること。

ハ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)の施行に関すること。

ニ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ホ 少子化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ヘ 保育行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ト 待機児童対策に関すること。

三 保育人材確保係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育士に関すること。

ロ 保育士の確保及び人材育成に関すること。

四 保育施設係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する小規模保育事業及び保育所を運営する事業並びに第二号の二に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業に関すること。

ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の施行に関すること。

ハ 子ども・子育て支援法の施行に関する事務のうち、施設型給付費、地域型保育

給付費及び施設等利用費に関する事務で他課に属しないもの。
第三十一条の九の二を次のように改める。

(循環型社会推進課の所掌事務)

第三十一条の九の二 第七条第二項に規定する環境部循環型社会推進課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画係

イ 廃棄物の発生抑制、再使用の促進及びリサイクルの推進に係る企画、調整及び啓発に関すること。

ロ ごみ固形燃料による発電に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 リサイクル係

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)の施行に関すること。

ロ 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の施行に関すること。

ハ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)の施行に関すること。

ニ 公共関与による産業廃棄物処理の推進に関すること。

ホ リサイクル製品の利用促進に関すること。

三 事業化推進係

イ 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第十九号)の施行に関すること。

ロ リサイクル技術の開発の促進に関すること。

ハ リサイクルシステムの開発の促進に関すること。

ニ 新たなリサイクルの事業化の促進に関すること。

ホ 公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターに関すること。

第三十二条の二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十

九年法律第四十号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ホ 宿泊税基金に関すること。

第三十六条第一号中ハをトとし、ロをヘとし、イをニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の施行に関すること。

ロ 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の施行に関すること。

ハ 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の施行に関すること。

第三十六条第一号ニの次に次のように加える。

ホ 宿泊税基金に関すること。

第三十六条第二号中「観光資源係」を「観光地域づくり係」に改め、同号イ中「観光資源の開発」を「観光地域の魅力向上」に改める。

第三十六条の二第三号を次のように改める。

三 観光産業係

イ 観光産業の振興に関すること。

第四十条第一号中チをリとし、トをチとし、同号へ中「耕作放棄地」を「荒廃農地」に改め、同号へを同号トとし、同号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号)の施行に関すること。

第四十二条の二第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第四十三条第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからハまでをハからホまでとする。

第四十三条の四第三号中トを削り、チをトとし、リをチとする。

第四十三条の五第四号イ中「及び」を「、」に改め、「農山漁村活性化整備事業」の下に「及び農地防災事業(農業用ため池整備に限る。)」を加え、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)の施行に関すること。

第四十三条の五第五号イ中「こと」の下に「(農業用ため池整備を除く。)」を加え

、同条第七号イ中「林道」の下に「事業」を加える。
 第四十三条の八第四号中ハを削り、ニをハとし、ホからチまでをニからトまでとする。

第四十三条の九第二号中トを削り、ヘをトとし、ロからホまでをハからヘまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 水産資源保護法の施行に関する事務のうち、海面漁業に係る保護水面の管理に
 関すること。

第四十三条の九第三号中ヌをルとし、ヘからリまでをトからヌまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）の施行に関する
 こと。

第五十五条の二第一号中ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように
 加える。

ヘ 水資源開発地域に係る振興計画の策定及び推進に関すること。

第五十五条の二第一号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の施行に関すること。

第五十五条の二第三号を削る。

第五十七条第一号中ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の施行に関する事
 務のうち、他係に属しないこと。

第五十七条第二号中トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 福岡県屋外広告物条例の施行に関する事務のうち、技術に関すること。

第五十九条第二号中チを削り、リをチとする。

第六十五条第一項第二号の表中福岡県スポーツ推進審議会の項を次のように改める。

| | | |
|------------------|---|-------------------------|
| 福岡県文化芸術 振興審議会 | 福岡県文化芸術振興条例（令 和二年福岡県条例第七号）の 規定に基づき知事又は教育委 員会の諮問に応じて、文化芸 術に関する施策の推進に關す | 人づくり・県 民生活部 文化振興課 |
|------------------|---|-------------------------|

る重要事項等を調査審議し、
 及びこれに関し、知事又は教
 育委員会に意見を述べること。

第六十五条第一項第二号の表福岡県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------------|---|--|
| 福岡県スポーツ 推進審議会 | 福岡県スポーツ推進条例（令 和二年福岡県条例第八号）の 規定に基づき知事又は教育委 員会の諮問に応じて、スポー ツの推進に関する重要事項等 を調査審議し、及びこれに関 し、知事又は教育委員会に意 見を述べること。 | 人づくり・県 民生活部 スポーツ局 スポーツ企画 課 |
|------------------|---|--|

第六十五条第一項第二号の表福岡県卸売市場審議会の項を削る。

第七十二条の表福岡県博多県税事務所の項中

「間税第二係」を
 「間税第二係」に改める。
 「間税第二係」を
 「宿泊税係」

第七十四条第三号イ(4)並びにロ(1)及び(4)中「賦課」の下に「及び犯則取締り」を加え
 、同号ロの次に次のように加える。

ハ 宿泊税係

(1) 県税に関する事務のうち、宿泊税の賦課及び犯則取締りに関すること。

第七十四条第二項第三号イ(1)中「及び産業廃棄物税」を「産業廃棄物税及び宿泊税

」に改め、同条第三項第三号イ(1)及び同条第四項第二号イ(1)中「産業廃棄物税」の下に
 「宿泊税」を加え、同条第五項第三号イ(1)中「及び産業廃棄物税」を「産業廃棄物
 税及び宿泊税」に改め、同条第六項第三号イ(1)中「産業廃棄物税」の下に「宿泊税」

を加え、同条第七項第一号ロ中「及び産業廃棄物税」を「産業廃棄物税及び宿泊税」
 に改め、同項第二号イ中「産業廃棄物税」の下に「宿泊税」を加え、同条第八項第三

号イ(1)及び同条第九項第三号イ(1)中「及び産業廃棄物税」を「産業廃棄物税及び宿泊
 税」に改め、同条第十項第二号イ及び同条第十一項第二号イ中「産業廃棄物税」の下に

「宿泊税」を加える。

第八十一条第二項の表福岡県東京事務所の項中「港区西新橋二丁目八番六号」を「千
 代田区麹町一丁目十二番地二」に改める。

第八十七条第一項の表福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の項中

「保護第一課

保護第一係

保護第二係

保護第二課

改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の項中

「健康増進係

疾病対策係

市」を「大牟田市

第七号イ、ロ、ニからリまで、ル、ワ、ヨ及びソに規定する事務を除く。」

に改め、同条第二項の表福岡県南筑後保健所の項中「柳川市」を「大牟田市

に改める。

第八十八条第四項中「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所」を削り、同条第五項中「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所」の下に「の保護課」を加える。

第八十九条第一項第一号ロ(16)中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第三号イ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、

乳肉及び水産食品に関すること(第十項の表の下欄に掲げる事務及び福岡県食肉衛生検査所の所掌事務を除く。)

第八十九条第五項第五号中「保護第一課」を「保護課」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第八項第二号イ(1)中「第一項第二号イ」を「第一項第二号イ(2)から(5)まで、(8)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(17)」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 疾病対策係

(1) 第一項第二号イ(1)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)及び(16)に規定する事務

第八十九条第八項第三号イ中「食品衛生係」を「食品衛生第一係」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 食品衛生第二係

(1) 次の表の上欄に掲げる区域について、当該下欄に掲げる事務

第八十九条第十項の表中

| | |
|--|---|
| <p>第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域</p> | <p>食品衛生法第二十八条第一項、第三十条第二項並びに第六十二条第一項及び第三項に規定する事務並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)第七條第一項第六号に規定する事務のうち食品表示法第八條第一項の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査、質問及び収去に関すること並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七條第四項及び第三十八條第二項に規定する事務のうち認定を受けた適合施設に関することであつて、次の各号に掲げる営業に係るもの</p> <p>一 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号の営業のうち大量調理施設(同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上を提供する施設)に該当する営業、同条第三号の営業のうち卸行為を伴う営業並びに同条第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十六号から第二十一号まで及び第二十三号から第三十四号までの営業</p> <p>二 卸売市場法第二條第二項に規定する卸売市場の施設内における食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ(以下この表中「食品等」という。)の販売業</p> <p>三 大規模小売店舗立地法第二條第二項に規定する大規模小売店舗(店舗面積が三千平方メートル未満の場合を除く。)の施設内における食品等の販売業</p> <p>四 その他前三号に規定する施設に類似する施設内における食品等の営業</p> |
| <p>福岡県筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課食品衛生係</p> | <p>第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡県粕屋保健福祉事務所、福岡県糸島保健福祉事務所及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域</p> |
| <p>福岡県田川保健福祉事務所保健衛生課食品衛生係</p> | <p>食品衛生法第二十八条第一項、第三十条第二項並びに第六十二条第一項及び第三項に規定する事務並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)第七條第一項第六号に規定する事務のうち食品表示法第八條第一項の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査、質問及び収去に関することであつて、次の各号に掲げる営業に係るもの</p> <p>一 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号の営業のうち大量調理施設(同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上を提供する施設)に該当する営業、第三号の営業のうち卸行為を伴う営業、第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十六号から第二十一号まで</p> |

を

| | | |
|---------------------------|-------------------|---|
| 福岡県南筑後保健福祉環境事務所保健衛生課食品衛生係 | 東京築保健福祉環境事務所の管轄区域 | 、第二十三号から第三十四号までの営業 二 卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場の施設内における食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下この表中「食品等」という。）の販売業 三 大規模小売店舗立地法第二条第二項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が三千平方メートル未満の場合を除く。）の施設内における食品等の販売業 四 その他前三号に規定する施設に類似する施設内における食品等の営業 |
|---------------------------|-------------------|---|

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 福岡県筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課食品衛生係 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡県粕屋保健福祉事務所、福岡県糸島保健福祉事務所及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県田川保健福祉事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域 |
| 福岡県田川保健福祉事務所保健衛生課食品衛生係 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県田川保健福祉事務所、福岡県京築保健福祉環境事務所及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域 | 第八十九条第八項第三号ロ(1)の表の下欄に掲げる事務 |

に改める。

第八十九条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項の表中

| | |
|--------------------|--|
| 福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境係 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び久留米市 |
|--------------------|--|

を

| | | |
|---------------------|----------------------------|--|
| 福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境係 | 福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び大牟田市 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び大牟田市 |
| 福岡県京築保健福祉環境事務所地域環境係 | 福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域及び北九州市 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域及び北九州市 |

| | | |
|--------------------|----------------------------|--|
| 福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境係 | 福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び久留米市 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び久留米市 |
| 福岡県京築保健福祉環境事務所環境係 | 福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域及び北九州市 | 第八十七条第一項に規定する、福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域及び北九州市 |

に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項の表上欄中「福岡県北筑後保健福祉環境事務所」の下に「環境課」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とする。

第九十五条第三号イを次のように改める。

イ 精神保健及び回復途上にある精神障がいのある人の福祉に関する社会復帰に関すること。

第九十六条の表福岡県食肉衛生検査所の項中、「大牟田市」を削る。

第九十八条第一号中トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務（と畜場及びと畜場に併設して営業する食肉処理業に係るものに限る。）のうち、他課に属しないこと。

第九十八条第二号に次のように加える。

ホ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務（と畜場及びと畜場に併設して営業する食肉処理場に係るものに限る。）のうち、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに関する事。

第九十八条第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、食肉処理場及び認定小規模食鳥処理業者並びに食鳥処理場に併設して営業する食肉処理場に係るものに関する事。

第九十九条の表中

| | |
|-------------|--|
| 福岡県福岡児童相談所 | 相談第一課 企画指導係 相談係 相談第二課 相談第一係 相談第二係 判定課 保護課 |
| 福岡県久留米児童相談所 | 相談第一課 相談第一係 相談第二係 保護課 |
| 福岡県田川児童相談所 | 相談第一課 相談第二係 保護課 |
| 福岡県大牟田児童相談所 | 相談第一課 相談第二係 保護課 |

を

| | |
|-------------|---|
| 福岡県福岡児童相談所 | 里親・施設課 企画指導係 里親・施設係 相談第一課 初動対応係 相談支援係 相談第二課 判定課 保護課 |
| 福岡県久留米児童相談所 | 里親・施設課 庶務係 相談第一課 初動対応係 相談支援係 相談第二課 保護課 |
| 福岡県田川児童相談所 | 里親・施設課 相談第一課 相談第二係 保護課 |
| 福岡県大牟田児童相談所 | 里親・施設課 相談第一課 相談第二係 保護課 |
| 福岡県宗像児童相談所 | 里親・施設係 庶務係 里親・施設係 |

に

改める。

第百条中「福岡県京築児童相談所に次長を、福岡県京築児童相談所を除く」を、「に改める。」

第百一条を次のように改める。

(所掌事務)

第百一条 福岡県福岡児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 里親・施設課

イ 企画指導係

(1) 児童福祉思想の普及啓発に関する事。

(2) 関係機関と民間団体との連携の推進に関する事。

(3) 児童相談所及び関係機関の職員の資質向上に関する事。

(4) その他児童相談等に関する企画及び調査に関する事。

(5) 庶務に関する事。

(6) 財務会計に関する事。

ロ 里親・施設係

(1) 里親に関する事。

(2) 養子縁組に関する事。

(3) 施設入所児童に関する事。

(4) 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務のうち、親子のきずな再生事業に関する事。

二 相談第一課

イ 初動対応係

(1) 児童福祉法に関する事務のうち、児童虐待に関する事。

| | |
|------------|----------------|
| 福岡県宗像児童相談所 | 相談第一課 相談第二係 |
| 福岡県京築児童相談所 | 相談第一課 相談第二係 |

| | |
|------------|---------------------------|
| 相談所 | 相談支援第一課 相談支援第二課 保護課 |
| 福岡県京築児童相談所 | 相談第一係 相談第二係 |

(2) 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

(3) 児童に関する各般の問題に係る家庭その他からの相談に関する事務のうち、児童虐待の通告に関すること。

(4) 児童及びその家庭の必要な調査並びにこれらに付随する必要な指導に関する事務のうち、児童虐待の通告に関すること。

ロ 相談支援係

(1) 児童福祉法の施行に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること（他の出先機関、課及び係に属するものを除く。）。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、知的障がいの状態の判定に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること（他課に属するものを除く。）。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務のうち、援助方針会議の結果に基づく保護者に対する指導、支援に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

(4) 児童に関する各般の問題に係る家庭その他からの相談に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること（他課及び他係に属するものを除く。）。

(5) 児童及びその家庭の必要な調査並びにこれらに付随する必要な指導に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること（他課及び他係に属するものを除く。）。

(6) 児童文化に関することであつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

三 相談第二課

イ 前号ロに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

四 判定課

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、個人知能検査及び診断に関すること。

ロ 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の

判定並びにこれらに付随する必要な指導に関すること。

ハ 児童の精神衛生知識の啓発に関すること。

五 保護課

イ 児童の一時保護に関すること。

2 福岡県久留米児童相談所及び福岡県田川児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 里親・施設課

イ 庶務係

(1) 前項第一号イに規定する事務

(2) 前項第一号ロ(1)に規定する事務のうち、里親の普及啓発及び登録に関すること。

ロ 里親・施設課

(1) 前項第一号ロに規定する事務（他係に属するものを除く。）。

二 相談第一課

イ 初動対応係

(1) 前項第二号イに規定する事務

ロ 相談支援係

(1) 前項第二号ロに規定する事務

(2) 前項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

三 相談第二課

イ 前項第二号ロに規定する事務

ロ 前項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

四 保護課

イ 前項第五号に規定する事務

3 福岡県大牟田児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談第一課

イ 第一項第一号イに規定する事務

ロ 第一項第一号ロに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 第一項第二号イに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ニ 第一項第二号ロに規定する事務

ホ 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

二 相談第二課

イ 第一項第一号ロに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 第一項第二号イに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 第一項第二号ロに規定する事務

ニ 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

三 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

4 福岡県宗像児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 里親・施設課

イ 庶務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

(2) 第一項第一号ロ(1)に規定する事務のうち、里親の普及啓発及び登録に関すること。

ロ 里親・施設係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務（他係に属するものを除く。）。

二 相談第一課

イ 第一項第二号イに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 第一項第二号ロに規定する事務

ハ 第一項第四号に規定する事務であつて所長の区域に係るものに関すること。

イ 第一項第二号イに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 第一項第二号ロに規定する事務

ハ 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

四 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

5 福岡県京築児童相談所の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談課

イ 相談第一係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

(2) 第一項第一号ロに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

(3) 第一項第二号イに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

(4) 第一項第二号ロに規定する事務

(5) 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 相談第二係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

(2) 第一項第二号イに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

(3) 第一項第二号ロに規定する事務

(4) 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

第百三条中「児童自立支援専門監」を「児童自立支援監」に改める。

第百十一条の表福岡県立小竹高等技術専門校の項中「機械科」を「機械加工エンジニア科」に改め、同表福岡県立小倉高等技術専門校の項中「住宅施工科」を「建築科」に、「アパレル工芸科」を「アパレルサービス科」に改める。

第百十三条第三項第二号イ中「機械科」を「機械加工エンジニア科」に改め、同条第六項第二号イ中「住宅施工科」を「建築科」に、「アパレル工芸科」を「アパレルサービス科」に改める。

第百六十四条第一項第一号ハ(2)中(ヌ)を削り、(セ)を(ス)とし、(ソ)から(ヌ)までを(セ)から(ニ)までとし、同号ハ(3)中(セ)を削り、(ソ)を(セ)とし、(タ)から(ニ)までを(ソ)から(カ)までとし、同号ニ(2)中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(カ)までを(エ)から(カ)までとし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関すること。

第百六十四条第一項第一号ト(3)(ア)中「林道」の下に「事業」を加え、同条第二項第一号ニ(2)(ア)中「から(カ)まで」を「から(キ)まで」に改め、同条第三項第五号イを次のように改める。

イ 治山事業に関すること。

第百六十四条第三項第五号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第一号ト(3)に規定する事務

第百六十四条第四項第一号ト(1)(ア)中「第二項第一号チ(1)」を「第三項第五号イ」に改め、同条第五項第一号へ(1)(ア)中「のうち」の下に、「経営体育成基盤整備事業」を加え、同号チ(1)(ア)及び同条第六項第七号イ(1)中「第二項第一号チ(1)」を「第三項第五号イ」に改める。

第百八十条第二項の表福岡県筑後川水系農地開発事務所の項中

「総務課

管理計画課

管理係

計画第一係

計画第二係

工事課

第一係

第二係

「庶務課

工務課

を 工務係

「工事係」

に改める。

第百八十一条中「、」を「、庶務課に副長を、工務課」に改める。

第百八十二条第一号中「総務課」を「庶務課」に改め、同号に次のように加える。

二 事業に係るもので、他課に属しないこと。

第百八十二条第二号を次のように改め、同条第三号を削る。

二 工務課

イ 計画係

(1) 事業の調査及び計画に関すること。

(2) 事業の総合企画及び調整に関すること。

ロ 工事係

(1) 事業に係る工事の施行に関すること。

(2) 事業に係る用地の取得及び損失の補償に関すること。

第百八十六条第一項の表福岡県水産海洋技術センターの項中

「企画管理部

総務課

企画情報課

を 資源情報課

「総務課

漁業経営課

資源環境課

浅海増殖課

「総務課」を「各課」に改め、同項中「研究部の資源環境課」を「漁業環境課」に改める。

第百八十八条第一号を次のように改める。

一 福岡県水産海洋技術センター

イ 総務課

(1) 庶務に関すること。

(2) 財務会計に関すること。

(3) 水産海洋技術センター及び同センターの支所の人事及び予算の総括に関する

こと。

ロ 企画経営課

- (1) 水産業に係る試験研究の総合企画、成果の管理及び調整に関する事。
- (2) 水産業に係る技術情報の収集、発信及び管理に関する事。
- (3) 水産経済及び水産経営の調査研究に関する事。
- (4) 水産物の鮮度維持及び利用加工の調査研究に関する事。
- (5) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事。

ハ 資源情報課

- (1) 水産資源評価の調査研究に関する事。
- (2) 漁業の効率化の調査研究に関する事。

ニ 漁業環境課

- (1) 漁業法の施行に関する事務のうち、漁業取締りに関する事（筑前海区に係るものに限る。）。
- (2) 水産資源及び漁場利用の調査研究に関する事務のうち、漁船漁業に係るものに関する事。
- (3) 海洋の動態及び漁場環境の調査研究に関する事。

ホ 浅海増殖課

- (1) 水産資源及び漁場利用の調査研究に関する事務のうち、他課に属しないこと。
 - (2) 水産資源の維持・増大及び養殖の調査研究に関する事。
 - (3) 水産生物の病害防除の調査研究に関する事。
 - (4) 水産関係のバイオテクノロジー技術の調査研究に関する事。
- 第二百三十一条第一項の表福岡県久留米県土整備事務所の項中

「スマートIC対策室

を 「スマートIC対策室」 に改め、同表福岡県朝倉県土整備事務

建築指導課

」 「建築指導課

所の項中

「災害事業センター

災害事業調整課

「災害事業センター

事業調整係

災害事業調整課

土砂流木対策係

災害用地課

災害用地課 用地第一係

用地第一係 用地第二係

用地第二係 災害道路課 災害河川第一課

災害道路課 道路第一係 河川第一係

道路第二係 河川第二係

災害河川第一課 を 災害河川第二課 に改める。

河川第一係 河川第一係

河川第二係 河川第二係

災害河川第二課 災害河川第三課

河川第一係 河川第一係

河川第二係 河川第二係

災害砂防第一課 災害砂防課 砂防第一係

砂防第一係 砂防第二係

砂防第二係 砂防第三係

第二百三十二条第四項中「スマートIC対策室」の下に、「災害事業室」を加える。

第二百三十三条第一項第二号中ツを削り、ネをツとし、ナからムまでをネからラまでとする。

第二百三十三条第三項中「スマートIC対策室」の下に、「災害事業室」を加え、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 災害事業室

イ 筑後川水系流域の浸水対策重点地域緊急事業に関する事。

第二百三十三条第六項第五号中トを削り、同号へ中「災害砂防第一課」を「災害砂防課」に改め、同号へ(1)中「事務のうちセンター長の指定するものに関する」を削り、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 災害河川第三課

- (1) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の河川に関する事務のうちセンター長の指定するものに関する事。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十三条の四の改正規定、第四十三条の九第二号の改正規定（同号中トを削り、へをトとし、ロからホまでをハからへまでとする部分に限る。）、第六十五条第一項第二号の表福岡県卸売市場審議会の項を削る改正規定並びに第六十四条第一項第一号ハ(2)及び(3)の改正規定は、令和二年六月二十一日から施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表第九号の八を削り、同表第十四号中「企画主幹」を「企画（企画広報）主幹」に改め、「事務」の下に「（企画広報主幹にあつては、広報及び広聴に関する事務を含む。）」を加える。

別表の二 出先機関の表第十一号の二の二中「児童自立支援専門監」を「児童自立支援監」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十五号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「県土整備部（第七十条～第七十三条）」を

「県土整備部（第七十条～第七十一条）」に改める。

建築都市部（第七十二条・第七十三条）」

第八条の次に次の二条を加える。

（建築都市総務課の企業出納員委任事項）

第八条の二 建築都市部建築都市総務課（以下この条中「建築都市総務課」という。）

の企業出納員に、福岡県流域下水道事業財務規則（令和二年福岡県規則第三十六号）の規定に基づく財務会計に関する事務のうち、次の各号に掲げるものを委任する。

一 建築都市総務課における金銭及び有価証券の出納及び保管を行うこと。

二 建築都市総務課における預り金及び預り有価証券の出納及び保管を行うこと。

三 建築都市総務課における物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。

（ ）に関する事。

四 建築都市部総務課における棚卸資産の受入れ、払出し及び実地棚卸しに関する事。

（下水道課の企業出納員委任事項）

第八条の三 建築都市部下水道課（以下この条中「下水道課」という。）の企業出納員に、福岡県流域下水道事業財務規則の規定に基づく財務会計に関する事務のうち、次の各号に掲げるものを委任する。

一 下水道課における金銭及び有価証券の出納及び保管を行うこと。

二 下水道課における預り金及び預り有価証券の出納及び保管を行うこと。

三 下水道課の会計に属する預金の預金種目の組替えに関する事。

四 下水道課における物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。

五 下水道課における小切手の発行及び交付に関する事。

六 下水道課における棚卸資産の受入れ、払出し及び実地棚卸しに関する事。

第十一条第八号及び第十一条の二第七号中「健康保険」の下に「、厚生年金保険」を加える。

第二十条第二項ただし書中「第二号」を「第一号」に改め、「、大牟田市の区域においては、南筑後保健福祉環境事務所長に」を削り、同条第四項第一号中ヲをワとし、リからルまでをヌからヲまでとし、チの次に次のように加える。

リ 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第九条の規定に基づく営業の届出を受領すること。

第二十条第四項第十二号ニ中「第十四条第一項、第二項及び第三項」を「第十四条第一項から第三項まで」に改め、同号ヘ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号リ中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に、「犬猫等」を「動物」に改め、同号ヌ中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同号ル中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同号ワ中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に、「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同号カ中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同号中クをフとし、オをケとし、同号ノ中「第三十五條第一項、第二項及び第三項」を「第三十五條第一項から第三項まで」に、「ねこ」を「猫」に改め、同号ノを同号マとし、同号中キをヤとし、ツからウまでをムからクまでとし、ムの前に次のように加える。

ラ 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、必要な報告を求め、又は所属職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

第二十条第四項第十二号ソ中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、「多数の」を削り、同号ソを同号ナとし、同号レ中「第二十五条第一項及び第二項」を「第二十五条第一項から第三項まで」に、「多数の動物の飼養又は保管」を「動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水」に、「必要な措置」を「必要な指導若しくは助言をし、必要な措置」に改め、同号レを同号ネとし、同号中クをツとし、同号ヨ中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号ヨを同号ソとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ 法第二十四条の二第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対

して必要な勧告を行うこと。
 タ 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対して勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

レ 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、必要な報告を求め、又は所属職員に、当該第一種動物取扱業者であつた者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

第二十條第四項中第十七號を第十八號とし、第十六號を第十七號とし、第十五號を第十六號とし、第十四號の次に次の一號を加える。

十五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（第二十三条の二第六号の規定による食肉衛生検査所長への委任事務に係るものを除く。）

イ 法第十五條第二項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること。

ロ 法第十七條第四項の規定に基づき、認定を受けた適合施設の確認を行うこと。

ハ 法第三十八條第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者又は認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は所属職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させること。

ニ 法第三十八條第五項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すこと。

第二十條第六項第一號口中「第十七條第二項」を「第十八條第一項」に改め、同項第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号イ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 法第三十條の十四第二項の規定に基づき、交付し、又は調剤した医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出を受領すること。

ロ 法第三十條の十四第三項の規定に基づき、医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出を受領すること。

第二十條第七項ただし書を削り、同條第九項中「、大牟田市の区域においては南筑後

保健福祉環境事務所に第二号から第五号までに掲げる事務を」を削り、同条第十項ただし書を削り、同条第十一項ただし書を削り、同条第十二項中「し、大牟田市の区域における第二号、第三号ト、第四号及び第五号に掲げる事務については南筑後保健福祉環境事務所に委任するものと」を削り、同条第十三項中「し、大牟田市の区域における第二号から第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事務については南筑後保健福祉環境事務所に委任するものと」を削り、同条第十四項ただし書を削り、同条第十五項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、南筑後保健福祉環境事務所に、第八号に掲げる事務に限り委任する。

第二十条第十六項第二号イ中「県土整備事務所長」を「特定行政庁」に改め、同号中クをエとし、ムからオまでをヤからコまでとし、同号ラ中「第十条第三項ただし書」を「第十条第四項ただし書」に改め、同号ヲを同号クとし、同号中ナをオとし、カからネまでをネからノまでとし、ネの前に次のように加える。

タ 法第十二条の第五項の規定に基づき、設置計画の協議を受け、及びその協議に同意すること（同条第五項において準用する場合を含む。）。

レ 法附則第十一条第一項の規定に基づき、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導すること。

ソ 法附則第十一条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による助言又は指導を受けた者に対し、必要な措置をとることを勧告すること。

ツ 法附則第十一条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとることを命ずること。

第二十条第十六項第二号中ヲをヨとし、ヲをカとし、同号ル中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号ルを同号ワとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル 法第十一条の二第一項の規定に基づき、浄化槽の使用の休止の届出を受領すること。

ヲ 法第十一条の二第二項の規定に基づき、浄化槽の使用の再開の届出を受領すること。

第二十条第二十項第一号に次のように加える。

ハ 法第十二条の五第四項の規定に基づき、設置計画の協議を受け、及びその協議

に同意すること（同条第五項において準用する場合を含む。）。

第二十三条の二に次の一号を加える。

六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務（と畜場及びと畜場に併設して営業する食肉処理業並びに食鳥処理場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者を除く。）に併設して営業する食肉処理業に係るものに関することに限る。）

イ 第二十条第四項第十五号イからニまでに規定する事務

第二十四条第二号又中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同号ル中「

第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第五十条第六項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

六 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第二十二号）を「施行令」、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第九号）を「施行規則」という。

イ 法第四条第一項及び第二項の規定に基づき、農業用ため池の届出を受領すること。

ロ 法第四条第四項の規定に基づき、農業用ため池を所有する国の行政機関の長又は市町村長に対し、情報の提供を求めること。

ハ 法第十八条第一項の規定に基づき、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は所属職員若しくは委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。

ニ 法第十八条第二項の規定に基づき、測量又は調査を行わせるため、他人の占有する土地に所属職員又は委任した者を立ち入らせること。

ホ 法第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者にその身分を示す証明書を発行すること。

ヘ 法第十八条第八項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定による立入りについて、市町村長に対し必要な協力を求めること。

ト 法附則第二条第一項及び第二項の規定に基づく届出を受領すること。

チ 法附則第二条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出をすべき者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に届出をすべき旨を催告すること。

リ 施行令第三条第一項又は第二項の規定に基づき、不確知所有者関連情報又は不確知管理者関連情報を取得するための措置をとること。

ヌ 施行規則第十二条の規定に基づき、不確知所有者関連情報の提供を求める措置をとること。

第五十条第七項第四号中「、福岡県営林看守人服務規程（昭和三十五年八月福岡県訓令第四十一号）を「服務規程」を削り、トからリまでを削り、ヌをトとし、ルからタまでをチからワまでとし、レを削り、ソをカとし、ツからマまでをヨからノまでとし、ケを削る。

第五十六条第一号ヲ中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

第七十条第十項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号ニ、ハ、ト、リからルまで及びレ中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第三号イ中「第四条第一項又は第二項」を「第四条第一項又は第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 県土整備事務所に、次に掲げる建築都市部都市計画課関係の事務を委任する。

一 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の施行に関する事務

この号中福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）を「条例」という。

イ 条例第二十六条の規定に基づき、福岡県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、必要な指導、助言及び勧告すること。

第七十条に次の一項を加える。

12 県土整備事務所長（流域下水道に係る事務を所掌する県土整備事務所長に限る。）に、次の各号に掲げる建築都市部下水道課関係の事務を委任する。

一 福岡県流域下水道事業財務規則（以下この号中「規則」という。）に基づく財務会計に関する事務

イ 規則第十三条第一項の規定に基づく県土整備事務所に属する収入の調定その他

収入に関すること（同条第三項において準用する場合を含み、徴収金の減免（福岡県行政財産使用料条例第五条の規定による使用料の減免及び福岡県延滞金徴収条例第二条第二項の規定による延滞金の減免を除く。））、過料の処分及び不納欠損の整理に関することを除く。）。

ロ 規則第十四条の規定に基づき、県土整備事務所に係る収入の納入通知書又は納付書を発行し、及び納期を定めること。

ハ 規則の規定に基づき、県土整備事務所の管理に属する預り金及び預り有価証券の受入れ及び払出しに関すること。

ニ 規則第四十六条の規定に基づき、県土整備事務所において所管する棚卸資産の不用の決定をし、処分をすること。

第七十条の二を第七十条の三とし、第七十条の次に次の一条を加える。
（県土整備事務所企業出納員委任事項）

第七十条の二 県土整備事務所（流域下水道に係る事務を所掌する県土整備事務所に限る。）の企業出納員に、次の各号に掲げるところにより、福岡県流域下水道事業財務規則に基づく財務会計に関する事務の一部を委任する。

一 県土整備事務所における金銭、物品（使用中のものを除く。）及び有価証券の出納及び保管を行うこと。

二 県土整備事務所における預り金及び預り有価証券の出納及び保管を行うこと。

三 県土整備事務所における棚卸資産の受入れ、払出し及び実地棚卸しに関すること。

第七十一条第二号イ中「第七十条第六項第一号」を「第七十条第七項第一号」に改め、同条第三号イ中「第七十条第六項第二号」を「第七十条第七項第二号」に改め、同条第四号イ中「第七十条第六項第三号」を「第七十条第七項第三号」に改め、同条第五号イ中「第七十条第六項第四号」を「第七十条第七項第四号」に改め、同条第六号イ中「第七十条第六項第五号」を「第七十条第七項第五号」に改め、同条第七号イ中「第七十条第六項第六号」を「第七十条第七項第六号」に改め、同条第八号イ中「第七十条第六項第七号」を「第七十条第七項第七号」に改める。

第七十二条及び第七十三条を次のように改める。

（流域下水道事務所長委任事項）

第七十二条及び第七十三条を次のように改める。

（流域下水道事務所長委任事項）

（流域下水道事務所長委任事項）

第七十二条 流域下水道事務所長に、次の各号に掲げる建築都市部下水道課関係の事務を委任する。

一 福岡県流域下水道事業財務規則（以下この号中「規則」という。）に基づく財務会計に関する事務

イ 規則第十三条第一項の規定に基づく流域下水道事務所に属する収入の調定その他収入に関すること（同条第三項において準用する場合を含む、徴収金の減免（福岡県行政財産使用料条例第五条の規定による使用料の減免及び福岡県延滞金徴収条例第二条第二項の規定による延滞金の減免を除く。）、過料の処分及び不納欠損の整理に関するものを除く。）。

ロ 規則第十四条の規定に基づき、流域下水道事務所に係る収入の納入通知書又は納付書を発行し、及び納期を定めること。

ハ 規則の規定に基づき、流域下水道事務所の管理に属する預り金及び預り有価証券の受入れ及び払出しに関すること。

ニ 規則第四十六条の規定に基づき、流域下水道事務所において所管する棚卸資産の不用の決定をし、処分をすること。

（流域下水道事務所企業出納員委任事項）

第七十三条 流域下水道事務所の企業出納員に、次の各号に掲げるところにより、福岡県流域下水道事業財務規則に基づく財務会計に関する事務の一部を委任する。

一 流域下水道事務所における金銭、物品（使用中のものを除く。）及び有価証券の出納及び保管を行うこと。

二 流域下水道事務所における預り金及び預り有価証券の出納及び保管を行うこと。

三 流域下水道事務所における棚卸資産の受入れ、払出し及び実地棚卸しに関すること。

別表中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十条第四項第一号及び第十二号の改正規定は、令和二年六月一日から施行する。

福岡県流域下水道事業財務規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十六号

福岡県流域下水道事業財務規則

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 仕訳伝票及び会計帳簿並びに勘定科目

第一節 仕訳伝票（第五条―第七条）

第二節 会計帳簿（第八条―第九条）

第三節 勘定科目（第十条）

第三章 金銭出納

第一節 通則（第十一条―第十二条）

第二節 収入（第十三条―第十七条）

第三節 支出（第十八条―第二十三条）

第四章 預り金及び預り有価証券（第二十四条―第二十八条）

第五章 出納取扱店

第一節 通則（第二十九条―第三十条）

第二節 出納（第三十一条―第三十七条）

第六章 棚卸資産

第一節 通則（第三十八条―第三十九条）

第二節 出納（第四十条―第四十五条）

第三節 処分（第四十六条）

第四節 実地棚卸し（第四十七条―第五十条）

第七章 棚卸資産以外の物品（第五十一条）

第八章 固定資産

第一節 通則（第五十二条―第五十三条）

第二節 取得（第五十四条―第五十七条）

第三節 管理及び処分（第五十八条―第六十一条）

第四節 減価償却（第六十二条―第六十五条）

第五節 評価替え（第六十六条）

第九章 引当金（第六十七条）

第十章 決算

第一節 例月経理報告（第六十八条）

第二節 決算（第六十九条―第七十二条）

第十一章 予算

第一節 予算の調製（第七十三条―第七十五条）

第二節 予算の執行（第七十六条―第八十一条）

第十二章 雑則（第八十二条・第八十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県流域下水道事業の財務に関し、福岡県財務規則（昭和三十一年福岡県規則第二十三号。以下「財務規則」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 財務担当課 福岡県建築都市部建築都市総務課（以下「建築都市総務課」という。）及び福岡県建築都市部下水道課（以下「下水道課」という。）をいう。

二 事業所 福岡県南筑後県土整備事務所、福岡県直方県土整備事務所、福岡県八女県土整備事務所、福岡県北九州県土整備事務所及び福岡県流域下水道事務所をいう。

三 所属長 財務担当課及び事業所の長をいう。

四 金銭 現金、預金、小切手、郵便為替その他現金に代わるべき証書類をいう。

（企業出納員）

第三条 流域下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務（以下「出納事務」という。）をつかさどらせるため、財務担当課及び事業所に、それぞれ企業出納員を置く。

2 前項の企業出納員は、次の表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

| 事業所 | 区分 | | |
|---------------|---------|---------------|------|
| | 財務担当課 | 財務担当課又は事業所名 | |
| 福岡県流域下水道事務所 | 下水道課 | 企業出納員 | |
| | 建築都市総務課 | 予算第一係長 | |
| | | 管理係長 | |
| | | 福岡県南筑後県土整備事務所 | 総務課長 |
| | | 福岡県直方県土整備事務所 | 総務課長 |
| | | 福岡県八女県土整備事務所 | 総務課長 |
| 福岡県北九州県土整備事務所 | 総務課長 | | |
| 福岡県流域下水道事務所 | 庶務課長 | | |

（善管注意義務）

第四条 企業出納員は、善良なる管理者の注意をもって金銭その他の資産を取り扱わなければならない。

第二章 仕訳伝票及び会計帳簿並びに勘定科目

第一節 仕訳伝票

（仕訳伝票の発行）

第五条 仕訳伝票は、取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて発行するものとする。ただし、取引日が同一である場合においては、集合して仕訳伝票を発行することを妨げない。

（仕訳伝票の区分）

第六条 仕訳伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票（様式第一号）は、金銭収納の取引について発行する。

3 支払伝票（様式第二号）は、金銭支払の取引について発行する。

4 振替伝票（様式第三号）は、前二項に規定する取引以外の取引について発行する。

（仕訳伝票の整理及び保存）

第七条 仕訳伝票は、取引日ごとに整理して保存しなければならない。

第二節 会計帳簿

(会計帳簿の種類)

第八条 流域下水道事業に関する取引について記録、計算及び整理をするため、財務担当課及び事業所に、それぞれ次に掲げる会計帳簿を備えるものとする。

一 下水道課

イ 収入予算執行整理簿(様式第四号)

ロ 支出予算執行整理簿(様式第五号)

ハ 総勘定元帳(様式第六号)

ニ 内訳簿(様式第七号)

ホ 預り有価証券整理簿(様式第八号)

ヘ 棚卸資産在高帳(様式第九号)

ト 企業債及び借入金台帳(様式第十号)

チ 固定資産台帳(様式第十一号)

二 建築都市総務課及び事業所

イ 収入予算執行整理簿

ロ 支出予算執行整理簿

ハ 預り有価証券整理簿

ニ 棚卸資産在高帳

(会計帳簿の記帳)

第九条 会計帳簿は、仕訳伝票及び証拠書類に基づいて記帳するものとする。

第三節 勘定科目

(勘定科目)

第十条 会計の経理は、収益勘定、費用勘定、資産勘定、資本勘定、負債勘定及び整理勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別に定めるところによる。

第三章 金銭出納

第一節 通則

(金銭の保管)

第十一条 企業出納員は、全ての金銭を出納取扱金融機関(以下「出納取扱店」という。)に預け入れて保管しなければならない。

(有価証券の保管)

第十二条 企業出納員は、有価証券の保護預けを必要とするときは、出納取扱店に預託するものとする。

第二節 収入

(収入の調定等)

第十三条 所属長は、収入の調定をしようとするときは、収入を証する書類に基づいて振替伝票(調定と同時に金銭収納が行われる場合にあつては収入伝票)を発行するとともに、その旨を企業出納員に通知しなければならない。

2 企業出納員は、納入義務者から収入を直接収納したときは、収入伝票を発行するとともに、その旨を所属長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書等)

第十四条 所属長は、前条第一項又は第三項の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに、納入義務者に対し納入通知書(様式第十二号)又は納付書(様式第十三号)を送付しなければならない。

2 前項に規定する納入の通知をする場合には、調定の日から二十日以内において適宜の納期限を定めるものとする。ただし、納期限が法令又は契約によってあらかじめ定められている場合は、この限りでない。

(収納手続)

第十五条 企業出納員は、金銭を直接収納したときは、領収書(様式第十四号)を交付しなければならない。

2 企業出納員は、自ら収納した金銭を、その日のうちに出納取扱店に払込書(様式第十五号)により預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、次の勤務日に預け入れることができる。

3 企業出納員は、前項の規定により出納取扱店に納付した小切手が不渡りのため、第三十二条に規定する収入取消済通知書の送付を受けたときは、直ちに、収入の取消しを行わなければならない。

(債権管理)

第十六条 建築都市部長は、債権の管理の総括を行う。

2 下水道課長は、債権について毎年九月末日現在で債権現在高報告書を調製し、翌月二十日までに建築都市部長に報告しなければならない。
 (小切手の支払地)

第十七条 流域下水道事業に係る収入で、納入義務者が収入の納付をすることができる小切手の支払地の区域は、次のとおりとする。

| 収入する財務担当課又は事業所名 | 区 域 |
|-----------------|----------|
| 建築都市総務課及び下水道課 | 福岡市博多区 |
| 福岡県南筑後県土整備事務所 | 大牟田市 |
| 福岡県直方県土整備事務所 | 直方市 |
| 福岡県八女県土整備事務所 | 八女市 |
| 福岡県北九州県土整備事務所 | 北九州市八幡西区 |
| 福岡県流域下水道事務所 | 大野城市 |

第三節 支出

(支出の手続)

第十八条 支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書(様式第十六号)によらなければならない。

2 支出命令の権限のある者は、支出をしようとするときは、振替伝票(現金の支払を伴う支出にあつては支払伝票)により決裁し、これにより企業出納員に対して支出の命令をするものとする。

3 企業出納員は、前項の命令があつたときは、その内容を審査し、正当な支払であることを確認した上で、支払わなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第十九条 前条第二項及び第三項の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。

(資金前渡の精算)

第二十条 資金の前渡を受けた者は、前渡された資金について精算をするときは、精算

書(様式第十七号)により精算しなければならない。

(返納金の戻入)

第二十一条 支出命令の権限のある者は、誤払又は過渡しとなつた金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、返納決議書(様式第十八号)により決裁をし、返納通知書(様式第十九号)を返納者に交付して、現金の返納をさせなければならない。

(県の債務の消滅)

第二十二条 下水道課長は、債務の免除、時効等により県の債務が消滅したと認めるときは、振替伝票又は収入伝票を発行しなければならない。

(未払金の再支出)

第二十三条 企業出納員は、第三十七条に規定する未払金について債権者から再請求があつたときは、未払の事実、時効完成の有無等を調査し、当該請求が適法と認められるものについては、これを支払わなければならない。

第四章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第二十四条 企業出納員は、保証金その他流域下水道事業の収入に属さない金銭(以下この条において「預り金」という。)を受け入れたときは、次の区分により整理しなければならない。

- 一 預り保証金
- 二 預り諸税
- 三 その他預り金

2 前項の預り金の受入れ及び払出しは、第三章の例により行うものとする。

(預り有価証券の受入れ)

第二十五条 所属長は、流域下水道事業の資産に属さない有価証券(以下本章において「預り有価証券」という。)を受け入れる場合は、有価証券収納何書(様式第二十条)により企業出納員に収納の通知をしなければならない。

2 企業出納員は、前項の通知を受けたときは、その内容を審査し、預け入れた者に対して、預り証を交付するとともに、預託するいとまがなく手許に保管する場合を除き、当該預り有価証券を有価証券預託依頼書(様式第二十一号)により出納取扱店に預託

しなければならない。

3 企業出納員が前項の規定により預り有価証券を預託したときは、出納取扱店から有価証券預託引受書（様式第二十二号）の交付を受け、次条第一項の規定による還付の通知があるまで、これを保管しなければならない。

（預り有価証券の還付）

第二十六条 所属長は、預り有価証券を還付する場合は、預け入れた者から有価証券還付請求書（様式第二十三号）を提出させるとともに、企業出納員に対し、還付の通知をしなければならない。

2 企業出納員は、前項の通知を受けたときは、その内容を審査し、預け入れた者から預り証を提出させ、その裏面に領収印を徴して、これと引換えに、預託している有価証券にあつては第二十五条第三項に規定する有価証券預託引受書を交付し、出納取扱店から還付を受けさせ、手許に保管している有価証券にあつては当該有価証券を交付するものとする。

（預り有価証券付属利札の還付）

第二十七条 企業出納員は、預り有価証券について、預け入れた者から付属利札の還付請求を受けたときは、当該請求者から付属利札還付請求書（様式第二十四号）を提出させ、その内容を審査し、当該請求書に受領印を押させ、預託している有価証券に係る付属利札にあつては付属利札還付通知書（様式第二十五号）を交付して、出納取扱店から当該利札の還付を受けさせ、手許に保管している有価証券に係る付属利札にあつては預り有価証券から当該利札を切り離して交付するものとする。

（帳簿及び書類の整理）

第二十八条 企業出納員は、第二十五条から前条までの規定により、預り有価証券の受入れ若しくは還付又は預り有価証券の付属利札の還付をしたときは、預り有価証券整理簿に記載するとともに、関係書類の整理をしなければならない。ただし、落札者以外の者に係る預り有価証券の出納については、預り証の整理をもって当該整理簿の記載に代えることができる。

第五章 出納取扱店

第一節 通則

（出納取扱店）

第二十九条 流域下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱う出納取扱店は、知事が指定した金融機関とする。

（出納取扱店の名称及び住所の変更届）

第三十条 出納取扱店は、名称又は住所を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。

第二節 出納

（収納）

第三十一条 出納取扱店は、収入を収納したときは、納入通知書、納付書又は払込書に所定の収入済みの印を押し、領収書を納入者に交付するとともに、納入済通知書を企業出納員に送付しなければならない。

（不渡り証券）

第三十二条 出納取扱店は、第十五条の規定により収納した小切手に不渡りとなったものがあるときは、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第三十九条に規定する証明を受け、当該収入を取り消すものとする。この場合において、納入者には、収入取消通知書（様式第二十六号）を送付するとともに、企業出納員には、出納取扱店所定の当座勘定照合表に取り消した金額を朱書し、収入取消済通知書（様式第二十七号）を添えて送付しなければならない。

（口座振替）

第三十三条 出納取扱店は、企業出納員から口座振替の通知を受けたときは、直ちに振込みを行い、企業出納員に振込済みの通知をしなければならない。

（送金）

第三十四条 出納取扱店は、送金の方法による支払の通知を受けたときは、直ちに、債権者に対して送金するとともに、企業出納員に送金済みの通知をしなければならない。

2 出納取扱店は、前項の送金について、企業出納員から債権者の住所等の変更の通知を受けたときは、直ちに調査し、支払未済であるときは変更の手続を行い、企業出納員にその旨を通知しなければならない。

（預金の収支報告）

第三十五条 出納取扱店は、流域下水道事業会計の預金口座について出納取扱店所定の

当座勘定照合表を作成し、企業出納員に送付しなければならない。

(預金在高証明書)

第三十六条 出納取扱店は、毎月末現在の預金の在高について、出納取扱店所定の預金在高証明書を作成し、翌月の初日から起算して四営業日までに、企業出納員に送付しなければならない。

(未払金)

第三十七条 出納取扱店は、送金した日から一年を経過した未払金については、その送金を取り消し、流域下水道事業会計の預金口座に振り込むとともに、企業出納員に送金取消し済みの通知をしなければならない。

第六章 棚卸資産

第一節 通則

(棚卸資産の範囲)

第三十八条 棚卸資産とは、次の各号に掲げる物品をいう。

- 一 材料
- 二 消耗工具、器具及び備品
- 2 前項の棚卸資産の細目は、別に定めるところによる。

(棚卸資産に関する事務の所管)

第三十九条 建築都市部長は、棚卸資産の取得、管理及び処分に関する事務を総括する。
2 下水道課長は、棚卸資産の取得、管理及び処分に関する事務について建築都市部長を補助する。

3 所属長は、常に下水道事業の業務の執行上必要な棚卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第二節 出納

(出納通知)

第四十条 棚卸資産の出納通知は、納品書及び出庫票(様式第二十八号)により行うものとする。

(受入価格)

第四十一条 棚卸資産の受入価格は、次の各号に定めるところによる。

- 一 購入品 購入価格
- 二 生産品 生産原価

三 その他 適正な見積価格

(購入及び修繕)

第四十二条 棚卸資産の購入又は修繕を行う場合は、財務規則第二百三十八条第四項の例により行わなければならない。

(払出価格)

第四十三条 棚卸資産の払出価格は、先入先出法による。

(受入れ及び払出し)

第四十四条 棚卸資産の受入れ及び払出しをしたときは、棚卸資産在高帳に記帳しなければならない。

(払出材料の戻入れ)

第四十五条 企業出納員は、払い出した材料に残品が生じた場合は、第四十一条第三号及び第四十四条の規定により受け入れなければならない。

第三節 処分

(不用品の処分)

第四十六条 棚卸資産のうち、使用に耐えなくなったもの又は不用となったものは、不用品処分決定書(様式第二十九号)により不用の決定をし、売却をしなければならない。ただし、買受人がないもの、売却価格が売却に要する費用の額に達しないものその他売却を不相当と認められるものについては、廃棄することができる。

第四節 実地棚卸し

(実地棚卸し)

第四十七条 企業出納員は、毎事業年度末、実地棚卸しを行わなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、企業出納員は、天災その他の事由により、棚卸資産が滅失し、亡失し、損傷した場合その他必要と認められる場合には、随時、実地棚卸しを行わなければならない。

3 前二項の規定により実地棚卸しを行う場合は、棚卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(現品の確認)

第四十八条 企業出納員は、実地棚卸しを行う場合は、事前に帳簿の計数に誤りがないことを確認した上で、現品と帳簿の残高とを照合しなければならない。

(棚卸しの結果報告)

第四十九条 企業出納員は、実地棚卸しを行ったときは、棚卸表(様式第三十号)を作成し、その結果を下水道課長に報告しなければならない。

(棚卸資産の修正)

第五十条 下水道課長は、実地棚卸しの結果、総勘定元帳の残高が棚卸資産の現在高と一致しないときは、棚卸表に基づいてこれを修正しなければならない。

第七章 棚卸資産以外の物品

(直購入)

第五十一条 第三十八条第一項各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用されること
が予定されるものについては、直接当該科目の支出として経理することができる。

2 第四十二条の規定は、前項の規定による物品の購入について準用する。

第八章 固定資産

第一節 通則

(固定資産の範囲)

第五十二条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

一 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物及びその附属設備

ハ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

ニ 機械、装置及びその附属設備

ホ 自動車その他の陸上運搬具

ヘ 工具、器具及び備品(耐用年数が一年以上かつ取得価格が十万円以上のものに
限る。)

ト リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産
であつて、当該リース物件がイからへまで及びリに掲げるものである場合に限る
。)

チ 建設仮勘定(ロからへまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建

設した場合において支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料の価
額をいう。)

リ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産

イ 借地権

ロ 地上権

ハ 特許権

ニ 施設利用権

ホ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産
であつて、当該リース物件がイからニまで及びへに掲げるものである場合に限る
。)

ヘ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

イ 投資有価証券(一年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日
をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。)

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
ホ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(固定資産に関する事務の所管)

第五十三条 建築都市部長は、固定資産の取得、管理及び処分に関する事務を総括する

2 下水道課長は、固定資産の取得、管理及び処分に関する事務について、建築都市部
長を補助する。

第二節 取得

(取得価額)

第五十四条 固定資産の取得価額は、次に定めるところによる。

一 購入によるもの 購入に要した価額

二 工事又は製作によるもの 直接費と間接費との合計額

三 交換によるもの 帳簿価額に交換差金を加減した額
 四 無償で譲り受けた固定資産又は前三号に掲げる固定資産で取得価額が不明なもの
 公正な評価額

五 所管換によるもの 取得価額から当該固定資産の減価償却累計額を控除した額に
 直接費を加えた額
 (車両運搬具並びに工具、器具及び備品の購入)

第五十五条 第四十二条の規定は、車両運搬具並びに工具、器具及び備品の購入につい
 て準用する。

(建設改良工事の精算)

第五十六条 下水道課長は、建設改良工事が完成し、又は終了したときは、速やかに工
 事の精算を行い、当該固定資産に振り替えなければならない。

2 前項の場合においては、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に
 合算して固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第五十七条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものについては、建設仮勘
 定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設改良工事が完成し、又は終了したときは、速やかに建設仮勘定の精算を
 行い、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

第三節 管理及び処分

(固定資産台帳等)

第五十八条 下水道課長は、流域下水道事業に属する固定資産について、固定資産台帳
 を備え、異動の都度、台帳の修正を行わなければならない。

2 下水道課長は、流域下水道事業に係る固定資産を新たに取得し、又はその固定資産
 に異動があったときは、固定資産取得報告書(様式第三十一号)又は固定資産異動報
 告書(様式第三十二号)に、必要な図面その他関係書類を添えて、速やかに、建築都
 市部長に報告しなければならない。

(車両運搬具並びに工具、器具及び備品の修繕)

第五十九条 第四十二条の規定は、車両運搬具並びに工具、器具及び備品の修繕につい
 て準用する。

(固定資産の照合)

第六十条 建築都市部長は、毎年一回以上、固定資産について、固定資産台帳と照合し
 なければならない。

(処分)

第六十一条 車両運搬具並びに工具、器具及び備品その他これらに類する固定資産のう
 ち、著しい損傷その他の理由によりその用途に使用することができなくなったもの
 については、第四十六条の例により処分しなければならない。

2 前項の規定により処分する固定資産が、財務規則第二百三十五条第四項の規定によ
 り指定された物品に該当するときは、建築都市部長の承認を受けて処分しなければな
 らない。

3 第一項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する
 。

第四節 減価償却

(償却資産)

第六十二条 固定資産のうち、土地、建設仮勘定その他減価償却を行うことができない
 資産以外の資産は、償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。

(減価償却の方法)

第六十三条 減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行うものとし、有形固定資
 産にあつては間接法、無形固定資産にあつては直接法による。

(減価償却の特例)

第六十四条 地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「府令
 」という。)第十五条第二項の規定により減価償却を必要とする場合は、総務部長の
 承認を受けなければならない。

第六十五条 有形固定資産が残存価格に達した後において、府令第十五条第三項の規定
 により帳簿価格が一円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ、そ
 の旨及びその年度について建築都市部長の承認を受けなければならない。

第五節 評価替え

(評価替え)

第六十六条 固定資産について評価替えを必要とするときは、事前に、固定資産評価替

え何書（様式第三十三号）により下水道課長の決裁を受けなければならない。

第九章 引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第六十七条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において企業職員
の全員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した
場合に支給すべき退職手当の総額を計上する方法をいう。）によるものとする。

第十章 決算

第一節 例月経理報告

（例月経理報告）

第六十八条 下水道課の企業出納員は、前月分の出納事務につき、試算表（様式第三十
四号）を作成し、預金在高証明書添えて翌月十五日までに下水道課長に提出しなけ
ればならない。

2 下水道課長は、前項の規定により作成された書類を知事に提出しなければならない
。

第二節 決算

（決算整理）

第六十九条 下水道課長は、毎事業年度経過後、速やかに、振替伝票により、次に掲げ
る事項について、決算整理を行わなければならない。

- 一 実地棚卸しに基づく棚卸資産の修正
- 二 固定資産の減価償却
- 三 繰延収益の償却
- 四 資産の評価
- 五 引当金の計上
- 六 未払費用等の経過勘定に関する整理

（帳簿の締切）

第七十条 下水道課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各勘定の締切を行
うものとする。

（決算資料の提出）

第七十一条 建築都市総務課長は、毎事業年度経過後、次に掲げる書類を作成して、四

月三十日までに知事に提出しなければならない。

一 決算報告書

二 損益計算書

三 貸借対照表

四 剰余金計算書又は欠損金計算書

五 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

六 事業報告書

七 キャッシュ・フロー計算書（予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法により作
成したものに限る。）

八 収益費用明細書

九 固定資産明細書

十 企業債明細書

十一 継続費精算報告書

2 前項の資料を提出する場合は、証書類及び預金在高証明書を添えなければならない
。この場合において、預金在高証明書は、前項の貸借対照表に貼付するものとする。

（決算の方法）

第七十二条 知事は、毎事業年度経過後二月以内に、前条の報告に基づいて決算を行わ
なければならない。

第十一章 予算

第一節 予算の調製

（予算の要求）

第七十三条 建築都市部長は、予算の要求に際しては、財務規則第十五条の規定にか
かわらず、次に掲げる書類その他必要な資料を作成し、総務部長に提出しなければなら
ない。

一 収益的（資本的）収支見積書（様式第三十五号）

二 一般会計からの補助金等明細書（様式第三十六号）

三 補てん財源明細書（様式第三十七号）

四 継続費設定見積書（様式第三十八号）

五 債務負担行為見積書（様式第三十九号）

六 一時借入金見積書（様式第四十号）

七 棚卸資産購入限度額調査書（様式第四十一号）

八 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二十五条に規定する予算に関する説明書

2 前項第八号の予算に関する説明書を作成する場合において、予定キャッシュ・フロー計算書を作成するに当たっては、間接法によるものとする。

（予算等の原稿の送付）

第七十四条 建築都市部長は、予算の決定の通知があったときは、財務規則第十七条の規定にかかわらず、予算及び前条第一項第八号の予算に関する説明書の原稿を、建築都市総務課長をして財政課長に送付させなければならない。

（予算の款、項、目及び節の区分）

第七十五条 予算の款、項、目及び節の区分は、次の各号に定めるところによる。

一 款、項及び目の区分は、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二第一項第一号に掲げる予算の実施計画で定めるところによる。

二 節の区分は、別に建築都市部長が定めるところによる。

第二節 予算の執行

（予算執行計画）

第七十六条 建築都市総務課長は、予算成立の通知があったときは、予算執行計画（変更）回議書（様式第四十二号）を作成し、建築都市部長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、既定の予算執行計画の変更をする場合に準用する。

3 第七十七条の規定による支出予算の流用又は予備費の補充により予算執行計画に変更を生じるときは、当該流用又は予備費の補充の決裁をもって予算執行計画の変更があったものとみなす。

（支出予算の流用及び予備費の補充）

第七十七条 建築都市総務課長は、支出予算の各項、目又は節の経費の金額について流用を必要とするときは、予算流用予備費補充回議書（様式第四十三号）によりその手続をしなければならない。

2 建築都市総務課長は、予備費の補充を必要とするときは、予算流用予備費補充回議

書によりその手続をしなければならない。

（弾力条項の適用）

第七十八条 建築都市総務課長は、法第二十四条第三項の規定に基づき、予算外の支出を行う必要があるときは、弾力条項適用見積書（様式第四十四号）を総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により提出された弾力条項適用見積書の内容について、財政課長をして検討させ、必要な調整を行い、知事の決裁を受けた後、建築都市総務課長に通知しなければならない。

3 建築都市総務課長は、予算外の支出をしたときは、その結果を総務部長に報告しなければならない。

（予算の繰越し）

第七十九条 建築都市総務課長は、法第二十六条第一項又は第二項ただし書の規定により予算の繰越しをしようとするときは、予算繰越計算書（様式第四十五号）によりその手続をしなければならない。

（予算執行計画等の通知）

第八十条 建築都市総務課長は、第七十六条、第七十七条及び前条の規定による手続をしたときは、その旨を財政課長に通知しなければならない。

（継続費等の計算書の提出）

第八十一条 建築都市総務課長は、継続費の毎事業年度の年割額の支出残額を、継続年期中翌年度に繰り越して使用する場合は、又は繰越計算書（府令別表に定める様式による。）を作成して、翌年度の五月三十一日までに財政課長に提出しなければならない。

2 建築都市総務課長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書（府令別表に定める様式による。）を作成して、翌年度の五月三十一日までに財政課長に提出しなければならない。

第十二章 雑則

（賠償責任に係る補助職員の指定）

第八十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第一

項後段の規定に基づき、権限を有する職員の仕事の事務を直接補助する職員については、財務規則第二百八十三条の規定を準用する。この場合において、同条第二条の表及び第三号の表中「会計管理者」とあるのは「知事」と、「出納員」とあるのは「企業出納員」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による流域下水道事業財務会計事務の特例)

第八十三条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織により処理する流域下水道事業財務会計事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から適用する。

様式目次

| | | | |
|--------|------------|-------------|------|
| 様式第一号 | 収入伝票 | (財務担当課、事業所) | 第六 |
| 様式第二号 | 支払伝票 | (財務担当課、事業所) | 第六 |
| 様式第三号 | 振替伝票 | (財務担当課、事業所) | 第六 |
| 様式第四号 | 収入予算執行整理簿 | (財務担当課、事業所) | 第八 |
| 様式第五号 | 支出予算執行整理簿 | (財務担当課、事業所) | 第八 |
| 様式第六号 | 総勘定元帳 | (下水道課) | 第八 |
| 様式第七号 | 内訳簿 | (下水道課) | 第八 |
| 様式第八号 | 預り有価証券整理簿 | (財務担当課、事業所) | 第八 |
| 様式第九号 | 棚卸資産在高帳 | (財務担当課、事業所) | 第八 |
| 様式第十号 | 企業債及び借入金台帳 | (下水道課) | 第八 |
| 様式第十一号 | 固定資産台帳 | (下水道課) | 第八 |
| 様式第十二号 | 納入通知書 | (財務担当課、事業所) | 第十四 |
| 様式第十三号 | 納付書 | (財務担当課、事業所) | 第十四 |
| 様式第十四号 | 領収書 | (財務担当課、事業所) | 第十五 |
| 様式第十五号 | 払込書 | (財務担当課、事業所) | 第十五 |
| 様式第十六号 | 支出負担行為決議書 | (財務担当課、事業所) | 第十八 |
| 様式第十七号 | 精算書 | (財務担当課、事業所) | 第二十 |
| 様式第十八号 | 返納決議書 | (財務担当課、事業所) | 第二十一 |
| 様式第十九号 | 返納通知書 | (財務担当課、事業所) | 第二十一 |

| | | | |
|---------|----------------|-------------|------|
| 様式第二十号 | 有価証券取納伺書 | (財務担当課、事業所) | 第二十五 |
| 様式第二十一号 | 有価証券預託依頼書 | (財務担当課、事業所) | 第二十五 |
| 様式第二十二号 | 有価証券預託引受書 | (財務担当課、事業所) | 第二十五 |
| 様式第二十三号 | 有価証券還付請求書 | (財務担当課、事業所) | 第二十六 |
| 様式第二十四号 | 付属利札還付請求書 | (財務担当課、事業所) | 第二十七 |
| 様式第二十五号 | 付属利札還付通知書 | (財務担当課、事業所) | 第二十七 |
| 様式第二十六号 | 収入取消通知書 | (出納取扱店) | 第三十二 |
| 様式第二十七号 | 収入取消済通知書 | (出納取扱店) | 第三十二 |
| 様式第二十八号 | 出庫票 | (財務担当課、事業所) | 第四十 |
| 様式第二十九号 | 不用品処分決定書 | (財務担当課、事業所) | 第四十六 |
| 様式第三十号 | 棚卸表 | (財務担当課、事業所) | 第四十九 |
| 様式第三十一号 | 固定資産取得報告書 | (下水道課) | 第五十八 |
| 様式第三十二号 | 固定資産異動報告書 | (下水道課) | 第五十八 |
| 様式第三十三号 | 固定資産評価替え伺書 | (下水道課) | 第六十六 |
| 様式第三十四号 | 試算表 | (下水道課) | 第六十八 |
| 様式第三十五号 | 収益的(資本的)収支見積書 | (建築都市総務課) | 第七十三 |
| 様式第三十六号 | 一般会計からの補助金等明細書 | (建築都市総務課) | 第七十三 |
| 様式第三十七号 | 補てん財源明細書 | (建築都市総務課) | 第七十三 |
| 様式第三十八号 | 継続費設定見積書 | (建築都市総務課) | 第七十三 |
| 様式第三十九号 | 債務負担行為見積書 | (建築都市総務課) | 第七十三 |
| 様式第四十号 | 一時借入金見積書 | (建築都市総務課) | 第七十三 |
| 様式第四十一号 | 棚卸資産購入限度額調査書 | (建築都市総務課) | 第七十三 |
| 様式第四十二号 | 予算執行計画(変更)回議書 | (建築都市総務課) | 第七十六 |
| 様式第四十三号 | 予算流用予備費補充回議書 | (建築都市総務課) | 第七十七 |
| 様式第四十四号 | 弾力条項適用見積書 | (建築都市総務課) | 第七十八 |
| 様式第四十五号 | 予算繰越計算書 | (建築都市総務課) | 第七十九 |

様式第1号 (第6条関係)
年度

収入伝票

| | | | | | |
|----|--|-----------|---------|--------|-------|
| 決裁 | | 所 属 | 担当者 | 収入No | - |
| 出納 | | 起算日 | 年 月 日 | 収入日 | 年 月 日 |
| | | | | 関連測定No | |
| | | | | 事 業 | |
| | | 子算種別 | 子 算 科 目 | | |
| | | 款 項 目 節 細 | | | |
| | | 借 方 科 目 | 貸 方 科 目 | | |
| | | 款 項 目 節 細 | | | |
| | | 金額 | 金額 | | 円 |
| 件名 | | | | | |
| 摘要 | | | | | |

様式第2号 (第6条関係)
年度

支払伝票

| | | | | | |
|--------------|--|-----------|---------|--------|-------|
| 決裁 | | 所 属 | 担当者 | 支出No | - |
| 出納 | | 起算日 | 年 月 日 | 支払日 | 年 月 日 |
| | | | | 関連負担No | |
| | | | | 事 業 | |
| | | 子算種別 | 子 算 科 目 | | |
| | | 款 項 目 節 細 | | | |
| | | 借 方 科 目 | 貸 方 科 目 | | |
| | | 款 項 目 節 細 | | | |
| | | 金額 | 金額 | | 円 |
| 債権者 | | 子算額 | 負担累計額 | 子算残額 | 支出累計額 |
| 支払方法 | | | | | |
| 住所 | | | | | |
| 氏名 | | | | | |
| 上記の金額領収しました。 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 印 | | | | | |
| 支払済印 | | | | | |

様式第9号(第8条関係)

棚卸資産在高帳

| 保有限度額¥ | | 品名 | | | | | | | | | |
|-------------|------|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|-----|----|
| | | 単位 | | | | | | | | No. | |
| 年 月 日 | 伝票番号 | 摘要 | 受 入 | | | 払 出 | | | 残 高 | | |
| | | | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

様式第10号(第8条関係)

企業債及び借入金台帳

| | | | | | | |
|-------|------------------|------------------|-------------|------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 借入の費目 | 借入年度 | | 借入金額 | | 内訳番号 | |
| 事業名称 | 借入年月日 | | 年月日 | | 許可年月日 | |
| 借入先 | 借入年月日 | | 年月日 | | 許可番号 | |
| 利率 | 当 年 分 厘 | 初 年 月 日 | 変 分 厘 | 更 年 月 日 | 議 決 番 号 及 年 月 日 | 定 第 年 月 日 |
| | | | | | | |
| 借入条件 | 年据置年償還年回償還 | | 債権番号 | | | |
| 借入状況 | 借入年月日 | | 金額 | | 備考 | |
| | 年月日 | | 円 | | | |
| | 年月日 | | 円 | | | |
| | 年月日 | | 円 | | | |
| 年月日 | | 円 | | | | |

| ヶ年賦 | | 償 還 予 定 | | | 償 還 後 | | | 未 入 未 | | |
|-----|----|---------|---|---------|-------|----|----|-------|---------|--|
| 年月日 | 元金 | 利子 | 計 | 未 償 還 高 | 年月日 | 元金 | 利子 | 計 | 未 償 還 高 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

備考 裏面には、償還予定、償還てん未欄を刷り込み使用すること。

様式第14号 その1 (第15条関係)

| | | | | | |
|---------------------|-------------|---|---|---|---------------------|
| 領 収 書 | | | | | 福岡県流域下水道事業会計 No. |
| 事業年度 発行日 請求期間 | 年度 年 月 日 | | | | |
| 納入義務者 | | | | | |
| 摘要 | | | | | |
| 合 計 金 額 | | | 本書のとおり領収しました。 (領収日付印のないものは無効) 課 (事業所) 名 | | 領 収 日 付 印 |
| 科目 | 款 | 項 | 目 | 節 | 節 名 |
| | | | | | |
| | | | | | 職 印 |
| | | | | | 企業出納員 |

様式第14号 その2 (第15条関係)

| | | | | | |
|---------------------|-------------|---|------------------------|---|---------------------|
| 領 収 書 元 符 | | | | | 福岡県流域下水道事業会計 No. |
| 事業年度 発行日 請求期間 | 年度 年 月 日 | | | | |
| 納入義務者 | | | | | |
| 摘要 | | | | | |
| 合 計 金 額 | | | 本書のとおり領収済 課 (事業所) 名 | | 領 収 日 付 印 |
| 科目 | 款 | 項 | 目 | 節 | 節 名 |
| | | | | | |
| | | | | | 企業出納員 |

様式第15号その1 (第15条関係)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|---|-----|---|--|--|-----------|--|--|---|----------------|---|----|--|---|--|--|--|--|--|--|---|
| 福岡県公金 | | | | 払込書 | | | | No. _____ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 科目 | 款 | 項 | 目 | 節 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | 金額 | ① | 百万 | | 千 | | | | | | | 円 |
| 金額 | ① | 百万 | | 千 | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり払い込みます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: right;">_____ 外名分</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">出納取扱店 領収日付印</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | 出納取扱店 領収日付印 | | | | | | | | | | | |
| 出納取扱店 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>課(事業所)名 _____</p> <p>企業出納員 _____</p> <p>氏名 _____ [職印]</p> <p>年 月 日 _____</p> <p>福岡県流域下水道事業出納取扱店 _____</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 ①には、企業出納員の私印を押印すること。

様式第15号その2 (第15条関係)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|----|---|-----|---|--|--|-----------|--|--|---|----------------|--|----|--|---|--|--|--|--|--|--|---|
| 福岡県公金 | | | | 領収書 | | | | No. _____ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 科目 | 款 | 項 | 目 | 節 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | 金額 | | 百万 | | 千 | | | | | | | 円 |
| 金額 | | 百万 | | 千 | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり領収しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: right;">_____ 外名分</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">出納取扱店 領収日付印</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | 出納取扱店 領収日付印 | | | | | | | | | | | |
| 出納取扱店 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>課(事業所)名 _____</p> <p>企業出納員 _____ 殿</p> <p>年 月 日 _____</p> <p>福岡県流域下水道事業出納取扱店 _____</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第16号 (第18条関係) 支出負担行為決議書

| | | | |
|-------------------|--------|------|---------|
| 決裁 | | | |
| 出納 | | | |
| 所属 | 所属No | - | |
| 起票日 | 年月日 | 事業 | 年月日 |
| 子算種別 款項目 細目 | 子算科目 | | |
| 金額 | | 円 | |
| 子算額 | 執行回票計額 | 子算残額 | 負担行為票計額 |
| () | 支払方法 | | |
| 債権者 | | | |
| 件名 | | | |
| 概要 | | | |

様式第17号 (第20条関係)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 領収書 企業出納員 所属 資金前渡職員 殿 | 精算書 福岡県知事(事業所長) 殿 課(事業所)名 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 右の金額を受け取りました。 | <table border="1"> <tr> <td>資金前渡概算払額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>精算額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 資金前渡概算払額 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 精算額 | | | | | | | | | | | 差引額 | | | | | | | | | | |
| 資金前渡概算払額 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精算額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | 日受領した 上記のとおり精算をします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所属(住所) 氏名 | 所属(住所) 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (印) | (印) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>精算(同額の場合) 年 月 日 精算確認 年 月 日</p> <p>(前渡資金購入物品の引継ぎ) (出納通知確認)</p> <p>「資金前渡 概算払額」を「委託金」に訂正して使用すること。</p> <p>備考 支出事務の委託に係る資金については、</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第20号(第25条関係)

(預り証裏)

| 有価証券収納何書 | | 預り証 | | 職 印 | No. _____ 預け入れた者住所氏名 ¥ 内 訳 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>銘柄</th> <th>記号 番号</th> <th>額面</th> <th>枚数</th> <th>付 属 利 札</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月分 から 付属</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月分 から 付属</td> </tr> </table> 上記有価証券を預りました。 年 月 日 所属機関名 企業出納員(氏名) 職印 | 銘柄 | 記号 番号 | 額面 | 枚数 | 付 属 利 札 | | | | | 年 月分 から 付属 | | | | | 年 月分 から 付属 |
|----------|----------|-----|------------|------------------|--|---------|----------|----|----|---------|--|--|--|--|------------------|--|--|--|--|------------------|
| 銘柄 | 記号 番号 | 額面 | 枚数 | | | 付 属 利 札 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 年 月分 から 付属 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 年 月分 から 付属 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 係員 | 決裁者 | 係員 | 企 業 出納員 | No. _____ | | | | | | | | | | | | | | | | |

下記の者から の として下記有価証券の預け入れあったので、これを収納し、預け入れた者に預り証を交付してよろしいかお伺いする。

元 符

No. _____

| 預け入れた者住所氏名 | | | | |
|----------------|----------|----|----|------------------|
| ¥ 内 訳 | | | | |
| 銘柄 | 記号 番号 | 額面 | 枚数 | 付 属 利 札 |
| | | | | 年 月分 から 付属 |
| | | | | 年 月分 から 付属 |
| ・預託 年 月 日 | | 摘要 | | |
| ・還付 年 月 日 | | | | |

| | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| 表面記載の有価証券を領収しました。 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 氏 名 印 | | | | |

備考 有価証券が多数のため記載できないときは、別に内訳書を添付すること。

様式第21号(第25条関係)

様式第22号(第25条関係)

| 有価証券預託依頼書 | | 有価証券預託引受書 | | |
|--------------|----------|---|----|------------------|
| No. _____ | | No. _____ | | |
| 預け入れた者 住所、氏名 | | 預け入れた者 住所、氏名 | | |
| ¥ 印 甲 | | ¥ 印 乙 | | |
| 内 訳 | | 内 訳 | | |
| 銘 柄 | 記号 番号 | 額面 | 枚数 | 付 属 利 札 |
| | | | | 年 月分 から 付属 |
| | | | | 年 月分 から 付属 |
| ○預託依頼 年 月 日 | | ○銀行 店 殿 | | |
| ○還 付 年 月 日 | | 所属機関名 | | |
| | | 企業出納員(氏名) 職印 | | |
| | | 上記記載の有価証券をこの証と引換 えに預け入れた者に還付して下さ い。 | | |
| | | 領 収 書 | | |
| | | 上記の有価証券を領収しました。 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 受取人 氏名 印 | | |

備考 甲は取扱者印、乙は出納取扱店の取扱者印、丙は企業出納員の職印、丁は出納取扱店の印とする。

様式第26号 (第32条関係)

| | |
|---|-----------|
| 収入取消通知書 No. _____ | |
| 納入者住所氏名 | |
| 年度 | 小切手番号 No. |
| 上記納入者の小切手は不渡りのため収納を取り消したので通知します。 年 月 日 殿 出納取扱店 印 | |
| 福岡県流域下水道事業会計 | |

様式第27号 (第32条関係)

| | |
|---|-----------|
| 収入取消済通知書 No. _____ | |
| 住所氏名 | |
| 年度 | 小切手番号 No. |
| あなたの持参された小切手は不渡りのため収納を取り消します。 年 月 日 出納取扱店 | |
| 福岡県流域下水道事業会計 | |

様式第33号 (第66条関係)

固定資産評価替え伺書

| | | | |
|----|----|------|----|
| 係員 | 係長 | 課長補佐 | 課長 |
| | | | |

起案 _____ 年 月 日

決裁 _____ 年 月 日

下記のとおり の評価替えを行ってよろしいかお伺いする。

| 資産名 | 評価替前 | | 評価替後 | | 事由 |
|-----|------|---------|------|-----|----|
| | 帳簿価格 | 減価償却累計額 | 帳簿価格 | 増減額 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第34号 (第68条関係)

試算表

_____ 年 月 日

(単位 円)

| 勘定科目 | 借方 | | 貸方 | | 残高 |
|------|----|----|----|----|----|
| | 当月 | 累計 | 当月 | 累計 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第35号 (第73条関係)

| 収益的 (資本的) 収支見積書 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|---------|-------------|---------|
| 款 | 項 | 目 | 目名 | 見積額 | 財 源 内 訳 | | | | | 内 容 説 明 | 前 年 度 予 算 額 | 明 細 書 頁 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | | () | () | () | () | () | () | | | |
| 合 計 | | | | () | () | () | () | () | () | | | |

備考 記入要額は、一般会計の記入要額に準ずる。

様式第36号 (第73条関係)

| 一般会計からの補助金等明細書 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|-----|--|
| | | | 要 求 額 | 内 訳 | | | | | 前年度(既定) 予 算 額 | 増 減 | 備 考 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 収 益 的 | 営 業 費 用 | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | 小 計 | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| 収 支 | 営 業 外 費 用 | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | 小 計 | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | 計 | () | () | () | () | () | () | () | | | | |
| 資 本 的 収 支 | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | | | |
| | | 計 | () | () | () | () | () | () | () | | | |

様式第44号 (第78条関係)

文書番号
年 月 日

総務部長あて

職 氏 名

弾力条項適用見積書の提出について

年度流域下水道事業会計予算について、予算外の支出を行う必要があるため、弾力条項適用見積書を別紙のとおり提出する。

(別紙)

弾 力 条 項 適 用 見 積 書

会計名

| 支 出 | | | | | | 収 入 | | | | | | | |
|-----|---|---------------------------|-------------------|---------------------|----------------------|--------------------|-----|---|---|-------------------|---------------------|----------------------|--------------------|
| 款項目 | 節 | 予 算 超過額 B+(C)- A | 内 容 説 明 | | | | 款項目 | 節 | 業務量の増加 に因り増加す る収入額 (B)+(C)-(A) | 内 容 説 明 | | | |
| | | | 現 計 予 算 (A) | 月 日 行 済 額 (B) | 今後執行 見 込 額 (C) | 今後執行 見込額の 基礎 | | | | 現 計 予 算 (A) | 月 日 入 済 額 (B) | 今後収入 見 込 額 (C) | 今後収入 見込額の 基礎 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

備 考

- 1 今後執行見込額の基礎及び今後収入見込額の基礎の欄は、それぞれ具体的に計数をもって算出基礎を明らかにすること。
- 2 理由欄は、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じ予算超過支出を必要とする理由を具体的に記載すること。

様式第45号 (第79条関係)

| | | | | | | | | |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|
| 係 員 | 係 長 | 課長補佐 | 副課長 | 課 長 | 次 長 | 建築都市 部長 | 副知事 | 知 事 |
| | | | | | | | | |

予算繰越計算書 〔地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越
地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越〕 (単位円) 会計名

| 款項目 | 事業名 | 予算額 | 支払義務発生 額 | 左の内訳 | | 支払義務発生 予定額 | 翌年度 繰越額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額 に係る繰越を 要する棚卸資産 の購入限度 額 | 説 明 |
|-----|-----|-----|-------------|------------|--------------|---------------|------------|-------------|----|-------|-----|-----|---|-----|
| | | | | 支 払 済 額 | 支 払 未 済 額 | | | 既収入財源 | | 未収入財源 | | | | |
| | | | | | | | | 企業債 | 何々 | 企業債 | 何々 | | | |
| | | | | | | | | | | () | () | | | |
| | | | | | | | | | | () | () | | | |
| | | | | | | | | | | () | () | | | |

- 備考
- 1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越と同法同条第2項、ただし書の規定による事故繰越とは、それぞれ別紙に調製すること。
 - 2 翌年度繰越計算額は、当該事業に係る予算額のうち、繰越を必要とする金額(以下繰越額という。)を記入すること。
 - 3 既収入財源は、繰越額のうち、既に収入済みの財源を記入し、未収入財源は、繰越額のうち調定未済及び調定済のもので会計年度内に確実に収入が見込まれる額について記入すること。
 - 4 繰越額に係る財源のうち、会計年度内に収入できない額については、未収入財源の欄にそれぞれ()外書すること。
 - 5 説明欄には繰越を必要とする理由及び入札年月日、契約年月日、着工年月日、完成予定年月日等を記入すること。

第一項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄カ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に、「覚せい剤所持」を「覚醒剤所持」に改め、同欄中カをタとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第三十条の十四第二項に規定する交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出に係る書類

ヨ 法第三十条の十四第三項に規定する交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出に係る書類

別表一〇の項上欄中「及び歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項において「施行令」という。）」を削り、同項下欄イを次のように改める。

法第六条第三項に規定する歯科技工士業務従事者の届出に係る書類

別表一〇の項下欄中ロからチまでを削る。

別表一一の項下欄ナ中「第十一条」を「第十二条」に改め、同欄ラ中「第十二条」を「第十三条」に改め、同欄ム中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表二一の項下欄イ中「第一条」を「第三条」に改め、同欄ロ中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同欄ハ中「第四条」を「第六条」に改め、同欄ニ中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改め、同欄ホ中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄ヘ中「第六条第五項」を「第九条第五項」に改め、同欄ト中「第七条」を「第十条」に改める。

別表二八の項を次のように改める。

| | |
|-------|--|
| 二八 削除 | |
|-------|--|

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表二八の項の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。

福岡県文化芸術振興審議会規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十号

福岡県文化芸術振興審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県文化芸術振興条例（令和二年福岡県条例第七号）第六条第四項の規定に基づき、福岡県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部文化振興課において処理する。この場合において、教育委員会の諮問に係る事項に関する庶務は、当該諮問事項を所管する教育庁の課の協力を得て処理するものとする。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県卸売市場条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十一号

福岡県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

福岡県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年福岡県規則第六十号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

福岡県病院事業の用に供する行政財産の使用料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県規則第四十二号

福岡県病院事業の用に供する行政財産の使用料に関する規則の一部を改正する規則

福岡県病院事業の用に供する行政財産の使用料に関する規則（昭和四十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第七項」に、「同条同項」を「地方自治法第二百三十八条の四第七項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十三号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和五十一年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第二」の下に「又は別表第二」を加え、「別表第二の規定」を「別表第三の規定」に改め、同条第三項中「別表第一」の下に「又は別表第二」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

児童入所施設徴収金基準額表

| 各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分 | | 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親 | 母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム | |
|-----------------------|---|--|--|---------------------------------|
| 階層区分 | 定義 | 徴収金基準額(月額) | 徴収金基準額(月額) | |
| A | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | 0円 | 0円 | |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | 1,100 | |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯) | 4,500 | 2,200 | |
| D1 | A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村 | 9,000円以下 | 6,600 | 3,300 |
| D2 | 民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 9,001円から 27,000円まで | 9,000 | 4,500 |
| D3 | | 27,001円から 57,000円まで | 13,500 | 6,700 |
| D4 | | 57,001円から 93,000円まで | 18,700 | 9,300 |
| D5 | | 93,001円から 177,300円まで | 29,000 | 14,500 |
| D6 | | 177,301円から 258,100円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。) | 20,600 |
| D7 | | 258,101円から 348,100円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、 | その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、 |

| | | | |
|-----|------------------------------|--|---|
| | | 額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。) | その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。) |
| D8 | 348,101円から 456,100円まで | その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 68,700円を超えるときは 68,700円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置 費等の支弁額(全額徴収。ただし、 その額が34,300円を超えるときは 34,300円とする。) |
| D9 | 456,101円から 583,200円まで | その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 85,000円を超えるときは 85,000円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置 費等の支弁額(全額徴収。ただし、 その額が42,500円を超えるときは 42,500円とする。) |
| D10 | 583,201円から 704,000円まで | その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 102,900円を超えるときは 102,900円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置 費等の支弁額(全額徴収。ただし、 その額が51,400円を超えるときは 51,400円とする。) |
| D11 | 704,001円から 852,000円まで | その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 122,500円を超えるときは 122,500円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置 費等の支弁額(全額徴収。ただし、 その額が61,200円を超えるときは 61,200円とする。) |
| D12 | 852,001円から 1,044,000円まで | その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 143,800円を超えるときは 143,800円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置 費等の支弁額(全額徴収。ただし、 その額が71,900円を超えるときは 71,900円とする。) |
| D13 | 1,004,001円から 1,225,500円まで | その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 166,600円を超えるときは 166,600円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置 費等の支弁額(全額徴収。ただし、 その額が83,300円を超えるときは 83,300円とする。) |
| D14 | 1,225,501円から 1,426,500円まで | その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 191,200円を超えるときは 191,200円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置 費等の支弁額(全額徴収。ただし、 その額が95,600円を超えるときは 95,600円とする。) |

| D15 | 1,426,501円以上 | 全額徴収 | 全額徴収 |
|-----|--|------|------|
| 備考 | <p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに係るものに限る。)及び同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 「療育手帳について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)別紙「療育手帳制度要綱」に規定する療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると法第56条の規定により知事が認めた世帯</p> <p>4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。</p> | | |

- (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(2)に掲げる者を除く。)
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- 5 第3条第3項の適用については、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りである場合又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。
- 6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。
- 7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。
- (1) 法第22条に規定する助産施設への助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
- ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合、行つても差し支えない。
- イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。
- (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た

額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

- 8 乳児院への短期入所措置に係る負担金については、この表の徴収金基準額にかかわらず、同表のC階層からD4階層(ただし、市町村民税所得割の額が81,000円以下の場合)までは日額1,000円、D4階層(ただし、市町村民税所得割の額が81,001円以上の場合)からD14階層までは日額2,000円とし、これに入所措置の日数を乗じて得た額を当該措置児に係る負担金の額とする。

なお、A・B階層については0円、D15階層については全額徴収とする。

別表第二措置児童等に係る算定額の欄中「保育機能強化加算費」を「保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費」に改め、同表施設の欄中「肢体不自由児を入所させる指定医療機関」を「指定療養医療機関」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第2(第3条関係)

児童入所施設徴収金基準額表

| 各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分 | | 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 (入所に限る) | |
|-----------------------|---|--------------------------------|---|
| 階層 区分 | 定義 | 徴収金基準額(月額) | |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0円 | |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | 4,500 | |
| D1 | A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 12,000円以下 | 6,600 |
| D2 | | 12,001円から 30,000円まで | 9,000 |
| D3 | | 30,001円から 60,000円まで | 13,500 |
| D4 | | 60,001円から 96,000円まで | 18,700 |
| D5 | | 96,001円から 189,000円まで | 29,000 |
| D6 | | 189,001円から 277,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(治療に要する費用を含む。以下同じ。)(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。) |
| D7 | | 277,001円から 348,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。) |
| D8 | | 348,001円から 465,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。) |
| D9 | | 465,001円から 594,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。) |
| D10 | | 594,001円から | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額 |

| | | |
|-----|--|--|
| | 716,000円まで | 徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。) |
| D11 | 716,001円から 864,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。) |
| D12 | 864,001円から 1,056,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。) |
| D13 | 1,056,001円から 1,238,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。) |
| D14 | 1,238,001円から 1,439,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。) |
| D15 | 1,439,001円以上 | 全額徴収 |
| 備考 | <p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。</p> <p>ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。</p> | |

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- (2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。
- (3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに係るものに限る。)及び同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 「療育手帳について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)別紙「療育手帳制度要綱」に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- (4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると法第56条の規定により知事が認めた世帯

4 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

5 4の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に措置されている者に係る費用の徴収額が、この規則による改正前の福岡県児童福祉関係費用徴収規則（以下「旧規則」という。）の規定によつて算定された費用の徴収額を超えるときは、児童福祉法第二十七条第五項の規定により当該措置を解除するまでの間、旧規則を適用するものとする。